

# 官報

號外 昭和二十一年七月十九日

## 第九十回 衆議院議事速記録第十八號

昭和二十一年七月十八日(木曜日)  
午後一時二十五分開議

議事日程 第十七號

昭和二十一年七月十八日

午後一時開議

第一 政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案 (政府提出) 第一讀會

第一 生活保護法案(政府提出) 第一讀會

〔朗讀ヲ省略シテ報告〕

一、政府カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りテアル

生活保護法案

(以上七月十七日提出)

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りテアル

外地引揚者ノタメノ新開村建設ニ關スル建築案  
提出者 布 利秋君

(以上七月十六日提出)

宗教教育に關する決議案  
提出者 大野 伴陸君 左藤 義詮君 葉梨新五郎君 石井光次郎君 山崎 猛君

(以上七月十七日提出)

一、昨十七日貴院院ニ於テ、本院カラ送付ノ次ノ政府提出案ノ可決シタ旨、同院カラ通牒ヲ受領シタ

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律)中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

一、議員カラ提出サレタ質問主意書ハ次ノ通りテアル

憲法改正ニ關聯スル質問主意書  
提出者 布 利秋君

帝國憲法改正案ニ關スル質問主意書  
提出者 (以上七月十六日提出) 大石ヨシエ君

勞働關係調整法案ニ關スル質問主意書  
提出者 志賀 義雄君

一、去十六日吉田内閣總理大臣カラ次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領シタ

農林事務官 難波 理平  
第九十回帝國議會農林省所管事務政府委員被仰付

一、去十六日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變更シタ

一五一 菊池長右エ門君  
二一八 綿貫 佐民君

一、去十六日常任委員補選選舉ノ結果第六部選出

岡田 勢一君 (寺島陸太郎君補選)  
一、去十六日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ

勞働關係調整法案(政府提出)委員  
飯崎 三郎君 今井 はつ君 花月 純誠君 大内 一郎君

花月 純誠君 杉田 肇子君 瀧澤 脩作君 竹田 儀一君

原 侑君 村上 勇君 山田 善三君 山本 勝市君

逢澤 賢君 岡部 得三君

川崎 秀二君 古賀喜太郎君 關谷 勝利君 橋 直治君

長尾 達生君 山下 春江君 赤松 勇君 伊藤卯四郎君

辻井兵之助君 土井 直作君 永江 一夫君 松岡 駒吉君

安平 鹿一君 山下 榮二君 東 隆君 木下 榮君

原 國君 藤井 正男君 磯出 正則君 櫻井 七郎君

久保 猛夫君 正田 敏男君 一、去十六日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

帝國憲法改正案(政府提出)委員  
藤井 高橋 美吉君 補選大久保留次郎君 藤井 赤澤 正道君 補選中山 榮一君

東京都制の一部を改正する法律案(政府提出)外三件委員  
藤井 岡田 春夫君 補選大澤喜代一君

一、昨十七日吉田内閣總理大臣カラ次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領シタ

厚生事務官 富樫 總一  
同 加藤 清一

第九十回帝國議會厚生省所管事務政府委員被仰付(七月十一日附)

一、昨十七日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變更シタ

一五五 小川 半次君  
一三三 竹内 歌子君

一、去十七日委員長選舉互選ノ結果次ノ通り當選シタ

勞働關係調整法案(政府提出)委員  
委員長 逢澤 賢君

理事 江崎 眞澄君 瀧澤 脩作君 竹田 儀一君 岡部 得三君

古賀喜太郎君 伊藤卯四郎君 松岡 駒吉君

一、昨十七日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

帝國憲法改正案(政府提出)委員  
藤井 加藤 一雄君 補選木村 公平君

○議長(議員被選三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御報告申上ゲマス、去ル十六日本院ニ於テ決議ニナリマシタ聯合國最高司令官ニ對スル感謝決議文ハ、昨十七日議長ハ副議長ト共ニ本院ヲ代表シテ、聯合國總司令部ニ「マツカール」元帥ヲ訪問シテ御禮シ致シマシタ

所、之ヲ多クシ、議員諸君ニ宜シク御傳ヘテアフトノコトデアリマシタ

〔拍手〕

○議長(議員被選三君) 日程第一 政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——石橋大藏大臣

第一 政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案 (政府提出) 第一讀會

政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案 第一條 左の法律及び勅令は、これを廢止する。

政府出資特別會計法  
營繕用品資金特別會計法  
陸軍作業會計法

海軍工廠資金會計法  
朝鮮鐵道用品資金會計法  
朝鮮簡易生命保險及郵便年金特別會計法

朝鮮食糧管理特別會計法  
臺灣總督府特別會計法  
臺灣食糧管理特別會計法  
臺灣事業用品資金特別會計法

樺太廳特別會計法  
關東都府特別會計法  
南洋廳特別會計法  
大正十二年法律第七號(東京砲兵工廠及び大阪砲兵工廠の各種別會計の合併に関する法律)  
昭和八年法律第十五號(海軍工廠資金の臨時補正に関する法律)

昭和十一年法律第四號(昭和十一年度一般會計支出の財源に充てるため特別會計に屬する資金の繰替使用等に関する法律)  
昭和十二年法律第九號(一般會計支出の財源に充てるため特別會計から繰入金をすることに關する法律)

昭和十三年法律第二十二號(臨時軍事費の財源に充てるため特別會計から繰入金をすることに關する法律)

昭和十三年法律第二十三號(外地特別會計における租稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰り入れることに關する法律)

昭和十五年法律第十四號(船員保險事業の經營に伴ふ關係各會計間の分擔及び關涉に関する法律)

昭和十七年法律第二十三號(陸軍作業會計法及び海軍工廠資金會計法の臨時特別に關する法律)

明治四十三年勅令第四百六號(朝鮮總督府特別會計に関する勅令)

第二條 地方分稅稅分與金特別會計法の一部を次のやうに改正する。附則に次の二項を加へる。

本會計ニ屬スル地租、家屋稅及營業稅ノ收入ハ當分ノ内之ヲ一般會計ニ屬セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ同項ニ掲グル收入ヲ一般會計ニ屬セシメタル

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

官報號外 昭和二十一年七月十九日

衆議院議事速記録第十八號 議長ノ報告

政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案 第一讀會

政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案 第一讀會

二八三

場合ニ於テハ豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計及本會計間ニ於ケル必要ナル收支ノ調整ヲ爲スモノトス

第三條 作業會計法の一部を次のやうに改正する。

第一條第一號乃至第四號を次のやうに改める。

一 印刷局

二 專賣局

第二條第三項及第四項を削る。

第四條 厚生保險特別會計法の一部を次のやうに改正する。

第一條第二項を削る。

第五條中「朝鮮總督府、臺灣總督府及關東局ノ各特別會計ヨリノ受入金、」及び「朝鮮總督府、臺灣總督府及關東局ノ各特別會計ヘノ繰入金、」を削る。

第十一條中「並ニ朝鮮總督府、臺灣總督府及關東局ノ各特別會計ヘノ繰入金」を削る。

第五條 食糧管理特別會計法の一部を次のやうに改正する。

第四條ノ三中「三十八億圓」を「五十二億圓」に改める。

第六條中「一般會計ヨリノ受入金、」を削る。

第六條ノ二を削り、第六條ノ三を第六條ノ二とする。

附則第二項乃至第六項を次のやうに改める。

米穀ノ生産ヲ確保スル爲メ補給金ハ之ヲ本會計ニ屬セシム

前項ノ補給金ハ一年内ニ償還スヘキ無記名證券ヲ以テ其ノ額面金額ニ依リ之ヲ交付ス

前項ノ規定ニ依リ交付スル爲メ政府ハ證券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發行スル證券ハ之ヲ第三條ノ規定ニ依リ發行スル證券ト看做ス

政府ハ當分ノ内本會計ノ決算上ノ損失ヲ補填スル爲メ豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ本會計ニ繰入金ヲ爲スコトヲ得

政府ハ本會計ノ負債ニ屬スル證券ノ内四十五億圓ヲ限リ一般會計ノ負債ニ移スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一般會計ノ負債ト爲リタル證券ノ借換ノ爲メ政府ハ公債ヲ發行スルコトヲ得

第六條 通信事業特別會計法の一部を次のやうに改正する。

第一條第二項中「並ニ收入印紙賣捌」を「收入印紙賣捌並ニ電氣試驗所ニ於テ行フ電氣計器ノ檢定等」に改める。

第二條第一項中「及改良」の下に「並ニ出張機」を加へ、「通信電話建設寄附」を「通信事業設備建設寄附」に、「電信電話設備」を「通信事業設備」に改め、同條第二項を削る。

第六條中「電信電話建設寄附」を「事業設備建設寄附」に改める。

第九條中「業務取扱數量ノ増加」の下に「其ノ他適クベカラザル事由」を加へる。

第十四條ノ二 通信事業ノ經營ニ妨ナキ限り一般ノ委託ニ依リ通信ニ關スル機械器具等ノ製作修理ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ノ歳入歳出ハ用品勸定ノ所屬トス

第七條 簡易生命保險及郵便年金特別會計法の一部を次のやうに改正する。

第三條中「同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル」爲メ通信事業、臺灣總督府、關東局及南洋廳ノ各特別會計ヘノ繰入金並ニ同事業ノ營業費」を「並ニ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費及同事業ノ營業費」に改める。

第四條中「並ニ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル」爲メ通信事業、臺灣總督府、關東局及南洋廳ノ各特別會計、並ニ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル」爲メ通信事業特別會計、並ニ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル」爲メ通信事業特別會計」に改める。

第六條 削除

第八條 帝國鐵道會計法の一部を次のやうに改正する。

第二條第二項中「及用品資金補足ノ豫算定額以内」を「用品資金補足及出資拂込金ノ支辨スルニ必要ナル金額ヲ限度」に改める。

第九條 國有財産法の一部を次のやうに改正する。

第二十九條ノ二を第二十九條ノ三とする。

第二十九條ノ二 政府ハ第二十六條第一項ノ規定ニ拘ラス同項ノ規定ニ依リ帝國議會ニ報告スヘキ昭和十九年度ノ國有財産増減總計算書ノ調製ヲ省略シ同年度及昭和二十年年度ヲ通シテ國有財産増減總計算書ヲ調製シ會計檢査院ノ檢査ヲ經テ之ヲ帝國議會ニ報告スヘシ

第十條 昭和二十年法律第十九號の一部を次のやうに改正する。

第三條第一項中「臨時軍事費特別會計ヘノ繰入金（昭和二十二年法律第二十二號ニ依ルモノヲ除ク）」を「一般會計ヘノ繰入金」に改める。

附則

第十一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第一條、第三條、第四條及び第七條の規定は、昭和二十一年度から、これを適用する。

第十二條 政府出資、營繕用品資金、陸軍造兵廠、陸軍製鐵廠、海軍工廠資金、海軍火藥廠、海軍燃料廠、朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮簡易生命保險及郵便年金、朝鮮食糧管理、臺灣總督府、臺灣食糧管理、臺灣事業用品資金、樺太廳、關東局及び南洋廳の各特別會計の昭和十九年度分の歳入歳出の決算並びに昭和二十年年度分の歳入歳出の納税及び決算等について

は、舊法は、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

第十三條 政府出資、營繕用品資金、陸軍造兵廠、陸軍製鐵廠、海軍工廠資金、海軍火藥廠及び海軍燃料廠の各特別會計廢止の際にこれらの特別會計に屬する決算上の剩餘若しくは不足、資本若しくは資金又は權利義務は、これを一般會計に歸屬せしめる。

第十四條 朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮簡易生命保險及び郵便年金、朝鮮食糧管理、臺灣總督府、臺灣食糧管理、臺灣事業用品資金、樺太廳、關東局及び南洋廳の各特別會計の廢止に關して必要とする規定は、勅令でこれを定める。

第十五條 前條に規定する各特別會計の昭和十九年度又は同二十年年度の歳入歳出の決算の會計檢査院への送付及び帝國議會への提出は、これを當分の間延期することができる。

國務大臣石橋湛山君（讀） 只今議題トナリマシタ政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に關する法律案ニ付テ其ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス

先づ特別會計法ノ廢止及ビ之ニ關聯スル諸法令ノ廢止ニ付テデモザイマスガ、終戰ニ伴ヒマシテ其ノ存置ノ必要ヲ失フニ至リマシタ臺灣海軍關係ノ陸軍造兵廠、陸軍製鐵所、海軍工廠資金、海軍火藥廠、海軍燃料廠ノ五ツノ特別會計及ビ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東局、南洋廳等ノ十地域ノ特別會計ノ廢止致シマシマスル目的、此ノ際會計制度ヲ簡明トシマシマスル以外、比較的存置ノ理由ヲ失フニ至リマシタ政府出資及ビ營繕用品資金ノ兩特別會計ヲ廢止致サントスルノデモザイマス

尙ホ是等ノ特別會計法ノ廢止ニ伴ヒマシテ、大正十二年法律第七號東京砲

兵工廠及ビ大阪砲兵工廠ノ各特別會計ノ合併ニ關スル法律外七法律モ、此ノ際整理スルノヲ適當ト考ヘマシテ、併セテ廢止致サントスルノデモザイマス

次ニ特別會計法ノ一部改正ニ付テデモザイマスガ、其ノ一ツハ前申述ベシマシタ特別會計ノ廢止ニ關聯致シマシテ、作業會計法、厚生保險及簡易生命保險、郵便年金ノ各特別會計法ノ一部ヲ改正セントスルモノデモザイマス、其ノ二ハ、特別會計ノ運営ヲ圓滑ニ致ス爲メ、二

地方分與稅分與金、食糧管理、通信事業及ビ帝國鐵道ノ各特別會計法ノ一部ヲ改正セントスルモノデモザイマシテ、其ノ三ナル點ハ、食糧管理特別會計ニ於キマシテハ、決算上ノ損失ニ關スル措置、通信事業及ビ帝國鐵道會計ニ於テ、公債支辨經費ノ範圍ノ擴張ヲ行ハ

ウトスルモノデモザイマス

次ニ國有財産法ノ一部改正法デモザイマスガ、國有財産法第二十六條ノ規定ニ依リマス、政府ハ毎會計年度ノ國有財産増減總計算書ヲ調製致シマシテ、會計檢査院ノ檢査ヲ經テ之ヲ帝國議會ニ報告スルコトニ相成ツテ居ルノデアリマスガ、昭和十九年度分ニ付キマシテハ、戰災等ニ因リマシテ國有財産ノ増減ノ計算ガ著シク困難デアリマスノミナラズ、其ノ増減ノ年度區分ガ

明瞭デアリマセマシタドノ關係上、昭和十九年度分ノ國有財産増減總計算書ハ其ノ調製ヲ省略致シマシテ、昭和十九年度分二十年年度分ト通ジテ調製シ得ルコトヲ致シタイノデモザイマス

最後ニ昭和二十年法律第十九號地方鐵道及ビ軌道ニ於ケル納付金等ニ關スル法律ノ一部改正ニ付テデモザイマスガ、同法ニ依リマス、地方鐵道及ビ軌道ノ納付金ハ帝國鐵道會計資本勘定所屬ノ特別ノ資金トシテ經理致シマシテ、其ノ一部ハ臨時軍事費特別會計ヘノ繰入金ニ充用致シテマシタノデモザイマスガ、臨時軍事費特別會計ガ先般廢止致サレマシタニ伴ヒマシテ、右申

上ゲマシタ納付金ハ、是ハ一般會計ノ  
繰入金ニ充用スルヲ適當ト認メマシ  
テ所要ノ改正ヲ行ハツトスルモノデ  
ザイマス、以上甚ダ簡單デアリマス  
ガ、御説明申上ゲマシタ、何卒御審議  
ノ上速カニ御協賛願ヒマス(拍手)  
○議長(議員三君) 本案ノ審査ヲ付  
託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シ  
マス

○山口喜久一郎君 本案ハ政府提出會  
計法臨時特例廢止等に關する法律案委  
員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマ  
ス  
○議長(議員三君) 山口君ノ動議ニ  
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕  
○議長(議員三君) 御異議ナシト認  
メマシ、仍テ動議ノ如ク決シマシタ  
日程第二、生活保護法案ノ第一讀會ヲ  
開キマス—河合厚生八大臣

第二 生活保護法案(政府提出) 第一讀會  
生活保護法案  
生活保護法

第一章 總則  
第一條 この法律は、生活の保護  
を要する状態にある者の生活を、  
國が差別的又は優先的な取扱をな  
すことなく平等に保護して、社會  
の福祉を増進することを目的とす  
る。

第二條 左の各號の一に該当する者  
には、この法律による保護は、こ  
れをなさない。  
一 能力がないにもかかはらず、  
勤勞の意思のない者、勤勞を怠  
る者その他生計の維持に努めな  
い者

二 素行不良な者  
第三條 扶養義務者が扶養をなし得  
る者には、急迫した事情がある場  
合を除いては、この法律による保  
護は、これをなさない。

第二章 保護機關  
第四條 保護は、保護を受ける者の  
居住地の市町村長(東京都の區の  
ある區域においては東京都長官と  
する。以下同じ)、居住地がない  
か、又は明かでないときは、現在  
地の市町村長が、これを行ふ。  
第五條 民生委員令による民生委員  
は、命令の定めるところにより、  
保護事務に關して市町村長を補助  
する。

第三章 保護施設  
第六條 この法律において保護施設  
とは、この法律による保護を目的  
とする施設又はこの法律による保  
護を受ける者の援護のために必要  
な施設をいふ。  
前項の施設とは、宿所の提供そ  
の他のこの法律による保護を全うす  
るために必要な事項で命令をもつて  
定めるものをいふ。  
第七條 市町村が、保護施設を設  
置しようとするときは、その設備に  
ついて、地方長官の認可を受けな  
ければならない。  
市町村以外の者(都道府縣を除  
く。以下同じ)が保護施設を設置  
しようとするときは、地方長官の  
認可を受けなければならない。  
第八條 前條第二項の規定により設  
置した保護施設は、市町村長が保  
護又は援護のため行ふ委託を拒む  
ことができない。  
第九條 この法律で定めるものの  
外、保護施設の設置、管理、廢止  
その他保護施設に關して必要な事  
項は、命令でこれを定める。  
第四章 保護の種類、程度及び  
方法  
第十條 保護は、生活に必要な限度  
を超えることができない。  
第十一條 保護の種類は、左の通り  
である。

一 生活扶助  
二 醫療  
三 生業扶助  
四 産業扶助  
五 葬祭扶助  
前項各號の保護の程度及び方法  
は、命令でこれを定める。  
第十二條 市町村長は、必要と認め  
るときは、保護を受ける者を保護  
施設に收容し、若しくは收容を委  
託し、又は私人家庭若しくは適  
當な施設に收容を委託することが  
できる。

第十三條 市町村長は、保護を受け  
る者の親権者又は後見人がその權  
利を適切に行はない場合は、その  
異議があつても、前條の規定によ  
る處分をなすことができる。  
第十四條 保護施設の長は、命令の  
定めるところにより、その施設に  
收容された者に對して、適當な作  
業を行はせることができる。  
第十五條 第十二條の規定により收  
容され、又は收容を委託された未  
成年者について、親権者及び後見  
人の職務を行ふ者がいないときは、  
市町村長又はその指定した者が、  
命令の定めるところにより、後見  
人の職務を行ふ。

第十六條 市町村長は、保護を受け  
る者に對して、勤勞その他生計の  
維持に必要なことに關して指示を  
なすことができる。  
第十七條 保護を受ける者が死亡し  
た場合は、命令の定めるところに  
より、葬祭を行ふ者に對して、葬  
祭費を給することができる。  
保護を受ける者が死亡した場合  
に、葬祭を行ふ者がいないときは、  
保護をなした市町村長が、葬祭を  
行はなければならない。  
第十八條 保護を受ける者が、同一  
の市町村に一箇年以上引續いて居

住する者であるときは、保護に居  
する費用は、その居住地の市町村  
の負擔とする。  
保護を受ける者が東京都の區の  
ある區域に居住する者であるとき  
は、保護に要する費用は、東京都  
の負擔とする。  
第十九條 保護を受ける者が左の各  
號の一に該当する者であるとき  
は、その居住期間が一箇年に満た  
ない場合においても、保護に要す  
る費用は、その居住地の市町村の  
負擔とする。  
一 夫婦の一方が居住一箇年以上  
であるとき、同居の他の一方  
二 父母その他の直系尊屬が居住  
一箇年以上であるとき、同居の  
子その他の直系尊屬  
三 その他他の直系尊屬が居住一  
箇年以上であるとき、同居の父  
母その他の直系尊屬  
第二十條 第十八條第一項及び前條  
に規定する期間の計算に、ついて  
は、命令の定めるところによる。  
第二十一條 保護に要する費用が第  
十八條第一項及び第十九條の規定  
により市町村の負擔とならない場  
合は、その費用は、保護を受ける  
者の居住地の都道府縣の負擔とす  
る。

保護を受ける者の居住地がない  
か、又は明かでないときは、保護  
に要する費用は、その者の現在地  
の都道府縣の負擔とする。  
第二十二條 第十七條第一項の葬祭  
費及び同條第二項の規定による葬  
祭に要する費用の負擔に關して  
は、第十八條乃至前條の規定を準  
用する。  
第二十三條 第五條の規定により民  
生委員が職務を行ふため必要な費  
用は、市町村(東京都の區のある  
區域に置かれる民生委員について  
は東京都とする。)の負擔とする。

第二十四條 都道府縣が設置した保  
護施設及び市町村以外の者が設置し  
た保護施設の事務費は、命令の定  
めるところにより、第十八條、第  
十九條及び第二十一條の規定によ  
りその施設で保護又は援護を受け  
る者の保護に要する費用を負擔す  
る市町村又は都道府縣が、これを  
負擔する。  
第二十五條 第二十一條及び第二十  
二條の規定により都道府縣が負擔  
する費用は、保護を行つた地の市  
町村が、一時これを繰替支辨しな  
ければならない。  
第二十六條 都道府縣は、命令の定  
めるところにより、第七條第二項  
の規定により市町村以外の者が設  
置した保護施設の設備に要する費  
用に對して、その四分の三を補助  
しなければならない。  
第二十七條 都道府縣は、命令の定  
めるところにより、左の費用に對  
して、その四分の一を補助しな  
ければならない。  
一 第二十三條の規定により市町  
村が負擔した費用  
二 第七條第一項の規定により市  
町村が設置した保護施設の設備  
に要する費用  
第二十八條 都道府縣は、命令の定  
めるところにより、第十八條第一  
項、第十九條、第二十二條及び第  
二十四條の規定により市町村が負  
担した費用に對して、その十分の  
一を補助しなければならない。  
第二十九條 國庫は、命令の定める  
ところにより、第十八條、第十九  
條、第二十一條、第二十二條及び  
第二十四條の規定により市町村又  
は都道府縣が負擔した費用に對し  
て、その十分の八を補助する。  
第三十條 國庫は、命令の定めると  
ころにより、第二十六條の規定に

第二十八條 都道府縣は、命令の定  
めるところにより、第十八條第一  
項、第十九條、第二十二條及び第  
二十四條の規定により市町村が負  
担した費用に對して、その十分の  
一を補助しなければならない。  
第二十九條 國庫は、命令の定める  
ところにより、第十八條、第十九  
條、第二十一條、第二十二條及び  
第二十四條の規定により市町村又  
は都道府縣が負擔した費用に對し  
て、その十分の八を補助する。  
第三十條 國庫は、命令の定めると  
ころにより、第二十六條の規定に

第二十八條 都道府縣は、命令の定  
めるところにより、第十八條第一  
項、第十九條、第二十二條及び第  
二十四條の規定により市町村が負  
担した費用に對して、その十分の  
一を補助しなければならない。  
第二十九條 國庫は、命令の定める  
ところにより、第十八條、第十九  
條、第二十一條、第二十二條及び  
第二十四條の規定により市町村又  
は都道府縣が負擔した費用に對し  
て、その十分の八を補助する。  
第三十條 國庫は、命令の定めると  
ころにより、第二十六條の規定に

第二十八條 都道府縣は、命令の定  
めるところにより、第十八條第一  
項、第十九條、第二十二條及び第  
二十四條の規定により市町村が負  
担した費用に對して、その十分の  
一を補助しなければならない。  
第二十九條 國庫は、命令の定める  
ところにより、第十八條、第十九  
條、第二十一條、第二十二條及び  
第二十四條の規定により市町村又  
は都道府縣が負擔した費用に對し  
て、その十分の八を補助する。  
第三十條 國庫は、命令の定めると  
ころにより、第二十六條の規定に

より都道府縣が負擔した費用に對して、その三分の二を補助する。

第三十一條 國庫は、勅令の定めるところにより、左の費用に對して、その二分の一を補助する。

第三十二條 保護を受ける者に資力があるにもかかわらず保護をなしたときは、保護に要する費用を負担した市町村又は都道府縣は、その者から、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第三十三條 保護を受けた者が保護に要した費用を償還する資力を有するやうになつたときは、保護の費用を負担した市町村又は都道府縣は、保護を廢止した日から五箇年以内、その費用の全部又は一部の償還を命ずることができる。

第三十四條 保護を受ける者に對して民法により扶養の義務を履行しなればならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護に要する費用を負担した市町村又は都道府縣は、その費用の全部又は一部をその者から徴収することができる。

第三十五條 保護を受ける者が死亡したときは、市町村長は、命令の定めるところにより、遺留の金銭を保護に要した費用、第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭に要した費用に充て、なほ足りないときは、遺留した物品を賣却して、これに充てることのできる。

第六章 雜則  
第三十六條 保護を受ける者が左の各號の一に該当するときは、市町村長は、保護をなさないことのできる。

第三十七條 第七條第二項の規定により設置した保護施設が、この法律若しくはこの法律に基いて發する命令又はこれに基いてたす處分に違反したときは、地方長官は、同項の認可を取消すことができる。

第三十八條 この法律により給與を受けた保護物品を標準として、租税その他の公課を課することができる。

第三十九條 この法律による保護物品は、既に給與を受けたものであるとないにかかはらず、これを差し押へることができない。

第四十條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。

第四十一條 詐偽その他不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者は、六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 この法律中町村に關する規定は、町村制を施行しない地においてはその町村に準ずるものにより、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者にこれを適用する。

附則  
第四十三條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第四十四條 救護法、軍手扶助法、母子保護法、醫務保護法及び臨時災害保護法は、これを廢止する。

第四十五條 救護法第七條若しくは母子保護法第九條第二項の規定により設置した施設又は醫務保護法第六條の規定により經營する施設（都道府縣の施設を除く。）は、この法律施行の際に存するものは、この法律施行の日から三箇月間を限り、第七條の規定による認可を受けなくても、同條の認可を受けた保護施設とみなす。

第四十六條 北海道舊土人保護法の一部を次のやうに改正する。

第四十七條 罹災救助基金法の一部を次のやうに改正する。

第四十八條 中「救護法施行」を「生活保護法施行」に改める。

○國務大臣(河台長成君) 只今議題トナリマシタ生活保護法案ニ付テ提案ノ理由ヲ說明致シ...

窮程度多次第二深刻化スル傾向ニアルヲデアリマス、此ノ事態ニ鑑ミマシテ、政府ト致シマシテハ積極的ニ或ハ經濟ノ安定ノ方途ヲ講ジ、或ハ就業對策ノ徹底ヲ圖ル等、是等生活困窮者ヲ減少サセルヤウ努力中デアリマス...

○議長(樋井三君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス...

○正司(一郎君) 只今上程相成リマシタ生活保護法案ニ關シテ、又閣議ヲシテ極メテ簡單ナ、サウシテ概括的ナニ、三ノ疑ヒヲ質シタイノデアリマス...

只今提案者、政府ノ厚生大臣ハ、本法相成ルノ曉ニ於テ、積極的ニ國民中ニ於テ生活ノ生活ノ疲勞困窮者ヲ援護保護スル旨ノ聲明ガアラレマシタガ、假令本法相成ル曉ト雖モ、一片ノ法律ハ單ナル是レ死文デアリマス...

保護ノ要スル者ヲ廣ク網羅シマシテ、事由ノ如何ニ拘ラズ差別の又ハ優先的ノ取扱ヲ廢メマシテ、普遍平等ノ立場ニ立ツテ保護ノ實ヲ擧ゲントスルデアリマス...

權ノ尊重ハ民主主義國家ニ於ケル最大ノ焦點トモ言ベキ所デアリマス、終戰後我が國ハ凡ユル經濟政治ノ難局満中ニ立チテ、アルニ拘ラズ、茲ニ國民ノ福利増進ノ爲ニ本法ヲ議會ニ提出スルニ至リタルコトヲ政府ハ深ク欣幸トスル所デアリマス...

制度ガ一日モ速クニ樹立セラル、機運ニ達シテ右ノ期待シテバマスモノデアリマス、右ノ次第ニ付キ何卒御審議ノ上速クニ協賛ヲ與ヘラレントコトヲ希望致シマス(拍子)...

○議長(樋井三君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス...

○正司(一郎君) 只今上程相成リマシタ生活保護法案ニ關シテ、又閣議ヲシテ極メテ簡單ナ、サウシテ概括的ナニ、三ノ疑ヒヲ質シタイノデアリマス...

只今提案者、政府ノ厚生大臣ハ、本法相成ルノ曉ニ於テ、積極的ニ國民中ニ於テ生活ノ生活ノ疲勞困窮者ヲ援護保護スル旨ノ聲明ガアラレマシタガ、假令本法相成ル曉ト雖モ、一片ノ法律ハ單ナル是レ死文デアリマス...

保護ノ要スル者ヲ廣ク網羅シマシテ、事由ノ如何ニ拘ラズ差別の又ハ優先的ノ取扱ヲ廢メマシテ、普遍平等ノ立場ニ立ツテ保護ノ實ヲ擧ゲントスルデアリマス...

權ノ尊重ハ民主主義國家ニ於ケル最大ノ焦點トモ言ベキ所デアリマス、終戰後我が國ハ凡ユル經濟政治ノ難局満中ニ立チテ、アルニ拘ラズ、茲ニ國民ノ福利増進ノ爲ニ本法ヲ議會ニ提出スルニ至リタルコトヲ政府ハ深ク欣幸トスル所デアリマス...

制度ガ一日モ速クニ樹立セラル、機運ニ達シテ右ノ期待シテバマスモノデアリマス、右ノ次第ニ付キ何卒御審議ノ上速クニ協賛ヲ與ヘラレントコトヲ希望致シマス(拍子)...

○議長(樋井三君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス...

○正司(一郎君) 只今上程相成リマシタ生活保護法案ニ關シテ、又閣議ヲシテ極メテ簡單ナ、サウシテ概括的ナニ、三ノ疑ヒヲ質シタイノデアリマス...

只今提案者、政府ノ厚生大臣ハ、本法相成ルノ曉ニ於テ、積極的ニ國民中ニ於テ生活ノ生活ノ疲勞困窮者ヲ援護保護スル旨ノ聲明ガアラレマシタガ、假令本法相成ル曉ト雖モ、一片ノ法律ハ單ナル是レ死文デアリマス...

見スルコトガ出来ナイノデアリマス、唯單ニ保護セシメテ爲ノ保護デアリマス、ナラナイ、一時苦シク境遇ニ陥リマシテ、此ノ政府ノ善法ニ依ル保護ヲ受ケネバナラナイ程左様ニ不幸ナル境遇ニ陥リマシタ同胞デアリマシテモ、雖テ間モナク彼ノ心身共ニ健康ヲ回復サレ、一日モ速カニ獨立自營ノ生活ヲナシ能フ所ノ、其ノ心カラナリカト勇氣トヲ與ヘル社會事業デナケレバナラナイト思フノデアリマス、唯單ナル「パン」ヲ與ヘ、物質ヲ與ヘ、若シ時間ニ於ケル生活ノ安定ヲ圖ルダケノ消極的ノ生活保護法案デアリマシタナラナイ、間モナク起テ上テ獨立自營ノ信念ヲ持ツテ日本國民トシテ有意義ナ生活ヲナシ得ル所ノ人間教育ヲ與ヘナケレバナラナイ、サウ云フ方面ニ於テ政府ハナド云フ御用意ガアルカト云フコトヲ御伺ヒ申上ゲテ置キタイト思フノデアリマス、即チ單ナル生活扶助デアリマシタナラナイ、飽クマデ彼ノ生業ヲ積極果敢ニ援助シテ行ク所ノ政策ニデアリマシタナラナイト考ヘルノデアリマス

第三ハ保護經費ノ問題デアリマス、御提案ノ第十八條カラ第三十一條マデハ、所謂政治用語ヲ以テ言フナラバ、負擔區分ノ問題デアリマス、政府ノ御提案ニ依リマス、國、都道府縣、市町村、所謂三位一體化ノ經費ノ區分ト云フヤウナコトヲ御考ヘノヤウデアリマス、ケレドモ、ソレハ現下市町村財政ノ極メテ不如意ナ、困難ナ現狀ニ鑑ミテ、市町村等ヨリノ財源ヲ此ノ保護事業費トシテ政府ガ當テ込ムト云フコトハ、甚以テ危險性ガアル、一面ニ於テ政府ハ地方税制ノ改正案ヲ提案サレテ市町村ノ財政ヲ強化サレントシテ居ル、其ノ反面ニ於テ市町村ヨリ國民生活ニ關スル所ノ保護經費ヲ造ラニ無二法律ノ力ヲ以テ捻出サセント御考ヘニナツテ居ル、此ノ點ニ於テ私ハ誤認ガアルト考ヘテ居ルノデアリマス

第四ニ、本法御提案ト共ニ政府ニ於テハ御調査ガアルト思フガ、全國内ニ於テ不幸ニシテ本法ノ保護對象トナリ得ベキ程度ノ同胞ガ一體何百萬ノ人ノデアリカ、生活ノ扶助ニ於テ或ハ生業ノ扶助ニ於テ、隣接ノ保護關係ニ於テ一體何百萬ノ氣ノ毒ナ同胞ガ現在存在シテ居ルノデアリカト云フコトヲ承リタイ

續イテソレニ關聯シテ、昭和二十一年度ニ於テ保護經費一切ニ於テ政府ハドノ程度ノ豫算ヲ獲得サレタモノデアリカ、又將來年度内ニ於テ獲得サレントスルモノデアリカト云フコトヲ御伺ヒ申上ゲタイノデアリマス、多クノ貧乏ハ、多クノ生活困難ハ、常ニ病ヨリ發スルコトハ御承知ノ通りデアリマス、然ルニ只今農漁山村等ニ於テ生活程度ノ低イ者ハ、極端ニ言葉ヲ以テ申上グルナラバ、貧乏ナル者ハ、醫療ヲ受クルコトガ出来ナイ現實ノ状態ニアリ、即チ各町村ニハ國民健康保險組合ナルモノガ存在シテ居リマス、ケレドモ、其ノ組合員タルニハ餘リニモ高額ナル負擔ヲ餘儀ナクサレテ居ルノデアリマス、詰リ町村ニ於テ町村民稅一箇年二十圓程度ノ負擔者ハ、國民健康保險組合ノ組合員タルニハ七十五圓ヲ納入シナケレバナラナイノデアリ、斯カ

ルガ故ニ全國一萬三千ノ健康保險組合ハ、只今マデ財政上ニ於テ四苦八苦ノ状態ニアル、就中町村ノ財政ノ困難ニアリ、東北地方、如キハ、砂町町村ノ國民健康保險組合ノ機能ト云フモノハ停止ノ状態ニアルコトヲ私ハ懇ハザルヲ得ナイノデアリマス、此ノ際此ノ時期ニ於テ、國民ノ醫療ヲ完遂スル爲メ、政府ハ、特ニ厚生大臣ハ、市町村ノ國民健康保險組合ニ對シテ如何ナル對策ヲ以テ醫療ノ事業ヲ完成サセントスルモノデアリカ、是ハ眞劍ナ問題デアリ、急迫シタ問題デアリ、片端カラ町村ノ保險組合ノ機能ガ「ストップ」シ、又ソレニ續クニ「ストップ」スル、斯ウ云フ状態ヲ厚生大臣ハ何ト御覽ニナツテ居ルカ、又之ヲ如何ナル方途ヲ以テ應援サレントスルモノデアリカ、斯ウ云フ點ニ付テ御所見ガ承リタイ

又本法ニ依ル保護事業ノ經營主體ハ、本法ニ於テハ多クハ都道府縣或ハ市町村等ニ依存サレテ居ルヤウニ拜見シマス、ケレドモ從來所謂官公署等ノ官僚的ナル社會事業或ハ保護事業ト云フモノハ、多クハ現在マデ過去ノコトハ殆ド全部失敗デアリマス、何トナレバ公共團體、官公署等ノ保護事業ヤ社會事業ト云フモノハ、トモスレバ事務的ニ流レ、機械的ニ流リ、唯單ニ社會事業年鑑ニ對シテ是等ノ統計ヲ報告センガ爲メ、極メテ形容詞タツツリノ報告書ヲ書イテ居ルニ過ギナイノデアリ、其ノ社會事業ヲ其ノ保護事業ヲ直接第一線ニ於テ行フオ役人ニハ、此ノ氣ノ毒ナ同胞ヲ援護スル爲メ魂カラノ愛ガ爆發散シテ居ナイト思フノデアリマス、寧ろ官僚的ニ從來ノ保護事業ヤ社會事業ヨリハ、民間ニ於テ理解アル篤志家、或ハ崇高ナル宗教的信念、信仰ヲ以テ經營サレテ居ル方々ノ民間ニ於ケル保護事業ヤ社會事業ト云フモノハ、大體ニ於テ成功サレテ居ルノデアリ、ソレハ心底ヨリ其ノ氣ノ毒ナル人々ヲ此ノ胸

ニ抱イテ居ルカラデアリマス、私ハ敢テ官公署、公共團體等ガ主體トナツテ、是カラ此ノ後ニ於テ保護事業ヤ社會事業ヲ經營サレントニ付テ反對スルモノデアリナイ、ケレドモ從來ノヤリ方ハ餘リニモ其ノ結果ニ於テハ落第點數デアツタト云フコトヲ、多少ナリトモ地方ニ於テ多年社會事業ニ體驗ヲ持ツテ居ル不肖ノ見地カラ特ニ厚生大臣ニ申上ゲテ、其ノ御反省ヲ願ハザルヲ得ナイノデアリマス、寧ろ民間ニ於ケル篤志家、宗教家、宗教團體等ヲシテ之ヲ行ハシメ、適正ニ此ノ方々ヲ助成サレテ行ク方途ヲ講スル所ノ御意圖アリヤ否ヤ、斯ウ云フ點ヲ御伺ヒ申上ゲタイ

更ニ本法ニハ只今大臣ガ述べラレタヤウニ、優先的ニモ、又差別的ニモ左様ナコトノ取扱バシナイ、平等ニ保護者ヲ取扱フコトヲ述ベラレマシタ、結構ゴザイマス、現在厚生大臣、アナタノ部下、アナタノオ役所ノオ役人達ガ用ヒラレテ居ル諸君ハ何デゴザイマセウカ、被保護者ノ諸君ニ對シテハ何ト云ハレテ居ルカ、實ニ極端ナル侮蔑的ナル言葉ヲ以テ、「カド」階級ナル言葉ヲ以テ差別待遇ヲサセテ居ルデハゴザイマセウカ、サセテ居ルデハゴザイマセウカ、是ハ本當ニ一例ニ過ギマセウカ、差別待遇ヲナサレナイ、平等愛ノ上ニ被保護者ヲ見ラレベキ所ノオ役所ガ、自ラ其ノ公文書ノ中ニ「カド」階級ナル、此ノ人權ヲ尊重セザル、人格平等ヲ蔑視セル所ノ專門用語ヲ用ヒラレルト云フコトハ、是カラハ御ヤメニナルコトヲ一ツ此ノ壇上ヨリ國民ニハツキリト御誓約ヲ願ヒタイト思フノデアリ、最後ニモウツ備カザル者、怠ケル者、業行治マラザル者、等々、是等ハ保護ノ對象ヨリ之ヲ「ノックアウト」スルト云フコトガ本法案ニゴザイマス、法律用語トシテハ、或ハ厚生省ノ建前ハ左様デゴザイマセウカ、レドモ、其ノ働カザル者ヲ働カシ

メ、怠ケル者ヲ勤勉者ニ化シ、業行治マラザル者ヲ改過遷善ノ生活ニ推進セシメテ行クト云フコトガ根本的ナル社會事業、保護事業ノ大ナル生命デアリ、カト私ハ考ヘテ居ル、働カザルガ故ハ「パン」ヲ與ヘルトガ出来ナイ、オ前ニハ與ヘルコトガ出来ナイカラ死ネ、是デアツタナラバ、洵ニ是ハ冷イ法律デアツテ、愛ノ發散スル法律デアリマセウ、其ノ働カザル者ニハ、働キ得ナイ所ノ何等カノ理由ガアルカモ知レナイ、ソレヲ能ク指導サレテ、勤勞意欲ヲ燃焼サセル所ノ指導精神ヲ發揮シテ欲シノデアリマス、更ニ身體ガ丈夫デ働キタクトモ、働カ職場ヲ與ヘラレテ居リマセウ同胞ガゴザイマス、ソレハ何デアリカ、冷イ言葉デゴザイマス、ケレドモ、世ノ所謂前科者デアリマス、刑務所ヲ釋放サレタ所ノ同胞、現在推定ノ員數ニ於テ約四百萬人、其ノ刑罰者、其ノ前科者ノ中ノ數百萬ノ同胞ハ前科者ナルガ故ニ適當ナル所ノ職場ガ與ヘラレナイ、幸ヒニ與ヘラレマシタモ、雖テ彼ガ前科者ニルコトガ發見サレモ、職場ニ場合ニ於テハ、是ハ代議士ダケデアリナイ、追放令ヲ食フノデアリマス、即チ彼ハ其ノ職場ヨリ掃出シテ食フノデアリ、本法ニハ業行治マラザル者ハ保護シナイトアリマス、是ニ於テ私ハ司法大臣ニ御伺ヒシナケレバナラナイ、昭和十四年九月ヨリ施行サレタル司法保護事業法ニ依ツテ此

〔言フコトガ分ラヌ〕ト呼ブ者アリ

○議員(議員三君) 靜肅

○庄司(一部委員) 前科者ガ救ハレル所ノ、刑罰者ガ救ハレル所ノ司法保護事業ニ依ツテ、司法省ハ適當ナル所ノ保護事業ヲ行ハレテ居ル、此ノ後此ノ生活保護法ガ本法ト「タイ・アップ」サレテ、是等刑罰者、是等所謂前科者ニ對シ適當ナル仕事ヲ與ヘル爲メ如何ナル連絡ト調整ヲ司法省ハ執ラントスル

モノデアルカト云フコトデアリマス 最後ニソレ等ノ前科者、刑餘者、是

當ノ同胸愛或ハ人道主義ノ根本ニ基キ マシテ、心ヲ中心ニシテ此ノ問題ヲ處

ソレデ法ハ市町村ノ責任ニ於テ實施ス ルガ、經費ハ分限金ヲ以テ之ヲ補フ

歡迎スル次第デアリマシテ、出來ルダ ケハ獎勵シテ行キタイト云フ考ヘテ

ヲ出來ルダケ少クスルヤウナ方針ヲ執 ヲテ行キタイト思フテ居リマス、大體

何ナル方途ヲ政府ハ講ゼントスルモノ アアルカ、來ルベキ新憲法ノ發布ガ明

第二ノ問題ハ生業保護、生活安定ニ 積極的ニ此ノ問題ヲ關聯サテ行クコト

ソレカラ其ノ次ノ第四ノ問題ハ、保 護ヲ受ケル對象トナル人数ハドレ位カ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

大府ガ行ハレタヤウシテ、根本ノ大根コ ソギノ大根ヲ行ハレテ、即チ大イコ

活保護ノ線トハ、ヤハリ一ツノ線上ノ 問題デアリマシテ、何處デト云フハツ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

町村ノ刑名簿ヨリ根本ノ二抹消スル所 ノ、前科抹消法ノ原法律ヲ速カニ制

ソレカラ第三ノ問題ハ本案ト財政トノ 關係ト思ヒマスガ、御指摘ノ通りニ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

町村ノ刑名簿ヨリ根本ノ二抹消スル所 ノ、前科抹消法ノ原法律ヲ速カニ制

ソレカラ第三ノ問題ハ本案ト財政トノ 關係ト思ヒマスガ、御指摘ノ通りニ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

町村ノ刑名簿ヨリ根本ノ二抹消スル所 ノ、前科抹消法ノ原法律ヲ速カニ制

ソレカラ第三ノ問題ハ本案ト財政トノ 關係ト思ヒマスガ、御指摘ノ通りニ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

町村ノ刑名簿ヨリ根本ノ二抹消スル所 ノ、前科抹消法ノ原法律ヲ速カニ制

ソレカラ第三ノ問題ハ本案ト財政トノ 關係ト思ヒマスガ、御指摘ノ通りニ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

町村ノ刑名簿ヨリ根本ノ二抹消スル所 ノ、前科抹消法ノ原法律ヲ速カニ制

ソレカラ第三ノ問題ハ本案ト財政トノ 關係ト思ヒマスガ、御指摘ノ通りニ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

町村ノ刑名簿ヨリ根本ノ二抹消スル所 ノ、前科抹消法ノ原法律ヲ速カニ制

ソレカラ第三ノ問題ハ本案ト財政トノ 關係ト思ヒマスガ、御指摘ノ通りニ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

町村ノ刑名簿ヨリ根本ノ二抹消スル所 ノ、前科抹消法ノ原法律ヲ速カニ制

ソレカラ第三ノ問題ハ本案ト財政トノ 關係ト思ヒマスガ、御指摘ノ通りニ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

町村ノ刑名簿ヨリ根本ノ二抹消スル所 ノ、前科抹消法ノ原法律ヲ速カニ制

ソレカラ第三ノ問題ハ本案ト財政トノ 關係ト思ヒマスガ、御指摘ノ通りニ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ

町村ノ刑名簿ヨリ根本ノ二抹消スル所 ノ、前科抹消法ノ原法律ヲ速カニ制

ソレカラ第三ノ問題ハ本案ト財政トノ 關係ト思ヒマスガ、御指摘ノ通りニ

ソレカラ其ノ次ノ第五ノ問題ハ、國 民保險、健康保險トノ關係ガ主デアツ

ソレカラ第七ノ問題ハ平等ニ扱フト 云フコトニ對スル點、殊ニ「カ」階

答ヘ致シマス、庄司君ノ司法省ニ對ス ル質問ハ二ツアルカ、一ツハ保護シテ



サセル方針デアルト云フコトモ新聞ヲ  
散見サレタノデアリマセガ、是ガ救済  
ハ救済シ難イモノガアルト思ヒマス、  
政府ハ本法ノ制定ニ際シテ、老弱  
ノ軍人及軍人遺家族並ニ海外引揚者  
ニ對シテ、再起更生ニ必要ナル積極的  
ル措置ニ關シテ、如何ニ救済對策  
ヲカ具體的ニ準備、考慮サレテ居ラレ  
ルカニ付テ御伺ヒシタイノデアリマス  
(拍手)

最後ニ私ハ日々、新聞ノ社會面ヲ賑  
ハシテ居ル問題ヲ捉ヘテ、本法運用ニ  
關スル政府ノ御決意ヲ御伺ヒ致シタ  
イノデアリマス、本法ノ規定ニ依リマ  
スルト、素行不良ナ者、怠惰者ニハ保  
護ヲ行ハナイコトニナツテ居リマス、  
此ノ方針ハ嚴重ニ守ラネバナリマセ  
ズ、併シ勵々意思ヲ示シテ働ク機會ヲ  
得ラレナイ者、即チ彼ノ全國的ニ問題  
ニナツテ居リマス、或ハ上野ノ森ニ、  
街頭ニ屯スル不良青少年或ハ不良女子  
ニ對シテ其ノ生活ヲ保護サレナイ  
コトニナルト思ヒマスガ、果シテドウ  
ソアリマスカ、新聞記事ニ依リマス  
ト、彼等ノ六〇%ハ其ノ生活苦ガ原因  
ニナツテ居リマス、往年遺族悲慘ノ折  
ニ子女ノ身賣ガ行ハレマシタル時、  
政府ハ身賣防止資金ナルモノヲ設ケラ  
レタト聞キマスガ、敗戦日本ノ社會立  
場ニハ、是等生活苦ノ爲ニ淪落ノ淵ニ  
沈ム者、或ハ孤獨ノ不良青少年ニ對シ  
テ援護ノ手ヲ差伸ベル餘裕ガナイ  
ノデアリマセウカ、心アル者ノ胸ヲ痛  
マシメル此ノ事件ハ、單ニ警察ニ依リ  
マシテ一禽撃ノ對象トシテ取扱ハレ  
ル外、社會行政トシテ探上セラレテ居  
ルヤウニ思ヒマス、之ヲ保護ノ對象  
ヨリ除外セントスルモノデアリマスル  
キヲ、生活保護法ハ餘リニ血モナ  
キ涙モナキ法律トナリハシナイデアリ  
マセウカ(拍手)

私ハ最後ニ、彼ノ支給額ニ付キマシ  
テモ、五人ノ家族ニ對シマシテ一箇月  
二百五十圓支給サレルコトニナツテ居  
リマスガ、今日此ノ時二百五十圓デ生  
活ガ出來ルモノデアリマセウカ、私ハ  
此ノヤウナ標準ヲ設ケルコトハ從來ノ  
才役人ノ通弊デアアルト痛感致スモノ  
デアリマス、敢テ當局ノ本法運用ニ對ス  
ル御決意ヲ御伺ヒ致シタイノデアリ  
マス(拍手)

【國務大臣河合良成君答】 只今ノ坪川  
君ノ御質問ニ對シテ御答ヘ致シマス  
第一點ハ本法ノ根本理念ヲドウ思フ  
テ居ルカト云フ御尋ねデアリマシタ  
ガ、是ハ勿論憲法ノ條規ニ依リ所ノ生  
活保障ト云フコトヲ根柢ニシテ作ツテ  
居リマス、決シテ是ハ慈善ト云フアリ  
モノヲ目標トシテ居ルモノデアリマ  
セウカ、唯保護法ト云フヤウナ字ナド  
ヲ用ヒテ居ルノデ、多少何ダカ一寸異  
イデヤナイカト云フヤウナ御疑問モ  
ルカモ知レマセウカ、ヤハリ是ハ日本  
ノ長イ間ノ色々ナ言葉ヲ考ヘテ見タ  
ノ保障ト云フコトニ付テハ、是ハレテ生活  
保護法ト云フコトヲ見地ナク、失業對策、其  
ノ他色々ナ面ト一緒ニナリマスノデ、  
此ノ生活保障ト云フ面ガ全般ニ探上  
セラレマシテ、此ノ法律ヲ保護法トシテ  
ヤツタ譯デアリマシテ、決シテ慈善事  
業ニ準スルコト云フヤウナ考ヘハ持ツテ  
居リマセウ

第二ノ御質問ハ、經濟再建ト本法ト  
ノ關係デアリマシタガ、御所論ニ全ク  
御同意デアリマス、是ハヤハリ行ク行  
クハ完全無備、完全就業ト云フ面マデ  
日本ノ社會問題ハ進マナクヤナラヌ  
ノ勿論コトデアリマスケレドモ、  
何分ニモ民主主義ニ人轉換ラシテカラ  
マダ數箇月ノコトデアリマスルシ、現  
在ノ階梯ニ於テ之ヲ出來ルダケヤツテ  
行クト云フ趣旨ハ、則ツテ居リ  
マス、勿論是ハ情民ヲ養成シ  
テハナラヌノデアリマシテ、出來ルダ  
ケハ生産面ニ働カシテ、生産意欲ヲ向  
上シテ、國家再建ヲヤツテ行カナクテ

ヤナラヌト云フコトニ付テハ異論ナイ  
コトト存ジマス  
第三ノ問題ハ、恒久的ノ目的ヲ以テ  
此ノ法律ヲ出シタカ、或ハ暫定的ノモ  
ノデアルカ、豫算ノ見透シハドウカト  
云フ御質問デアリマシタガ、是ハ先程  
説明シテ通りニ、永久ノモノヲ目標  
トシテ居リマス、併シナガラ現在ニ於  
テハ、此ノ階段ノ經濟狀態ノ下ニ於  
テハ、此ノ法律ノ經濟狀態ノ下ニ於  
キマシタハ、色々困ツタ問題モ起ル  
又困ツタ人モ出來タト云フコトハ事實  
デアリマスルカラ、永久的ノ法律デハ  
アルガ、是ハ一番現在ノ狀態ヲ救ハナ  
クヤナラヌト云フ意味ニ於テ、實質  
的ニハ多分ニ暫定的ノ部分ヲ持ツテ居  
リマス、二兎ヲ追フ者ト云フ御話デ  
ゴイマシタガ、一石ニ鳥ト云フ御話  
考ヘ下サレバ結構ト思ヒマス、併シ  
是ハ恒久的ノデアリマスルケレドモ、決  
シテ此ノ法律ノ態勢ガ恒久的ノ日  
本ノ生活保障ガ完全ニ行ハレルモノト  
ハ思フテ居リマセウカ、社會保險ノ制度  
ナリ色々ナ制度ヲ編ミ込マセウカ、或ハ之  
ヲ變化セテ提出テ行クト思ヒマスルカ  
ラ、私ハ、案理由ニモ説明シマシタ  
ガ、此ノ法案ノ提出ノ契機トシテ、是  
カラ完全ナル社會保障ト云フ線ニ向ツ  
テ行キタイト申シタイノデアリマシテ、  
色々又色々變化ガアルト云フコトハ種  
想願ヒタイト思ヒマス

其ノ次ニヤハリ第三ノ質問デスガ、豫  
算ガ十分カト云フ御話デゴイマシタ  
ガ、此ノ豫算ハ補充費トナツテ居リマシ  
テ、法律ヲ施行スル爲ノ豫算デアリマ  
スルカラ、只今三十二億圓豫算ヲ提出  
致シマスルケレドモ、足ラナイ時ニハ  
又豫備費カラテモ賸ヒマス、法律ノ實  
施ノ爲ニハ是ハ置カテハナラヌ豫  
算デアリマス、補充費ト云フ性質ニナ  
ツテ居リマス、此ノ點ニ付テ御質問  
願ヒタイト思ヒマス、併シナガラ財源  
ハアルカト云フ問題ニナリマスルト、  
此ノ豫算デモ中々財源ハ足ラヌノデス  
カラ、之ニ向ツテ特別ノ財源ガアルト

云フコトハ申上ゲル譯ニハ行キマセウ  
第四ノ保護ノ内容、程度ノ問題デア  
リマシタガ、是ハ先程モ御指摘ニナリ  
マシタ通りニ、大體五人家族大都市  
デハ一箇月二百五十圓トナツテ居リ  
マス、是ハ此ノ法案ヲ作リマス準備  
ヤツタ時ノ二百五十圓デアリマシテ、  
只今デハ一寸低イカト思フテ居リマ  
ス、モウ少シ上ゲルカモ知レマセウカ  
ソレカラソレ上ゲルカモ知レマセウカ  
ラ宜イデアリナイカト云フ御話デアリ  
マスガ、今日ノヤウナ物價ノ變動、通  
貨ノ購買力ノ安定セマセウカ、法律  
縛リマスドトウモナリマセウカ、是  
ハヤハリ一ニ御任セテ願ヒタイト思  
ヒマス

【眞面目デヤレ】「ソレテ生活保  
護ガ出來ルカ」ト呼ビ其ノ他發言  
スル者多シ  
○國務大臣河合良成君 辯論ニ願ヒマス  
此ノ二百五十圓ト云フコトニ付キ  
マシタガ、六人都市ト地方ノ市町村  
ト此ノ三ツニ大體分ケテ居リマス、其  
ノ率ハ大體六都市ニ付テハ一〇〇ト  
市ニ付テハ八五、町村ニ付テハ七〇ト  
云フ位ノ、官吏ノ増解ノ問題ト同様ニ  
扱ツテ之ヲ三ツニ分ケテヤル積リデ居  
リマス、人體サウ云フ風ノ勅令ヲ作ツ  
テ行ク積リデ居リマスカラ、其ノ點御  
諒願ヒマス

其ノ次ノ第五ノ問題デアリマスル  
ガ、此ノ運用ニ付テ民主的ニヤツテ行  
クコト云フ御話、殊ニ民生委員ノ性質ニ  
付テ御質問デアリマシタガ、是ハ民  
生委員ノ性格ヲ、從來ノ方面委員ノ性  
格トハ出來ルダケ變ヘテ行ク積リデ居  
リマス、サウシテ其ノ名稱變更ト共ニ、  
委員ノ選任方法等ニ付テモ、出來ルダ  
ケ民主的方法ヲ執ツテ行クコト云フコト  
ニ考ヘテ居リマス

第六ノ點デアリマスルガ、軍人遺家族  
等ニ對シテ援護ガ薄イデヤナイカト云  
フ御質問デアリマス、軍人恩給法ノ

廢止ト云フコトニ付キマシテハ、致シ  
方ノナイ次第デアリマシテ、ソレデ  
セメテ遺族扶助料トモ思ヒマシテ、實  
ハ此ノ三、四箇月前ニ一應サウ云フ風  
ニ決定サレルカト云フヤウナ機運ニナ  
リマシタノデ、新聞ニモ出タコトト思  
ヒマスルガ、其ノ後ヤハリ遺族扶助料  
モ困難ト云フコトニナリマシタ、併シ  
ナガラ只今尙何トカ遺族扶助料デモ  
出來サカト云フコトデ苦心致シテ居ル  
次第デアリマス、併シ只今ノ見透シト  
シテハ困難ナ見透シヲシテ居リマス

第七ニ不良少年其ノ他ノ浮浪兒等ノ  
處置ニ付テノコトデアリマシタガ、此  
ノ法律ヲ以テソレヲ救ヒ上ゲテ行ク  
コトヲ譯ニハ行キマセウカ、併シナガラ今  
度六百萬圓ハカリノ豫算ヲ取リマシ  
テ、浮浪兒ノ收容、是ハ別ノ線ニ於テ  
考ヘテ居リマシテ、是ハ別ノ線ニ於テ  
社會問題トシテ、解決ヲシテ行クコト  
ヲ考ヘテ居リマス、最後ノ支給  
額ノ點ニ付キマシテハ只今説明シタ通  
リデアリマス、左御承知願ヒタイ  
ト思ヒマス(拍手)

【國務大臣石橋湛山君答】 厚生大臣カ  
ラモウ既ニ全般的ニ御答ヘガアリマシ  
タカラ、私カラハ極ク簡單ニ唯豫算ノ  
コトニ付テ御尋ねガアリマシタカラ申  
上ゲマス、厚生大臣カラモ言ハレマシ  
タヤウニ、大體三十億圓程ノコトヲ考  
ヘテ居ルノデアリマスガ、其ノ他ニ公  
共事業費其ノ他全般ニ申シマス、恐  
ラク二百億圓程度ノ、何ト申シマスカ、  
失業對策費ニ當ルモノガアルト思ヒマ  
ス、デアリマスカラ、是等ヲ能ク運用  
致シマスレバ、本法ニ依リ人達ハ、サ  
ウ考ヘテ居ル以上ニ多數ニ上ルトハ  
現在考ヘテ居リマス豫算デ足りナイ場  
合ニハ、今厚生大臣申シマシタ通り  
ニ、無論増加スルコトヲ考ヘテ居ル次  
第デアリマス、ソレダケノコトヲ御答  
ヘ申上ゲマス

○國務大臣河合良成君 辯論ニ願ヒマス  
此ノ二百五十圓ト云フコトニ付キ  
マシタガ、六人都市ト地方ノ市町村  
ト此ノ三ツニ大體分ケテ居リマス、其  
ノ率ハ大體六都市ニ付テハ一〇〇ト  
市ニ付テハ八五、町村ニ付テハ七〇ト  
云フ位ノ、官吏ノ増解ノ問題ト同様ニ  
扱ツテ之ヲ三ツニ分ケテヤル積リデ居  
リマス、人體サウ云フ風ノ勅令ヲ作ツ  
テ行ク積リデ居リマスカラ、其ノ點御  
諒願ヒマス

○院長(補員)三君 山崎道子君

○山崎道子君 山崎道子君

○山崎道子君 山崎道子君... 院長(補員)三君... 山崎道子君... 院長(補員)三君... 山崎道子君...

勤者三完全補給ノ出来ナイ場合ハ、國家ガ當然其ノ生存ヲ擁護スベキデアリマ...

マセウカ、之ニ對シマシテ民主的ニヤ...

シテ如何ナル方針ヲ御執リニナルモノ...

ザイマス、例ハ看護婦學校トカ、或...



ケルガ大部分と思ヒマスノデ、憲法第八十五條ノ制限ニハ違反セズカラ、補助モ相當出來ル、政府モ此ノ線ニ沿ウテ出來ルダケノコトハ致シタイト云フ考ヘテ居リマス

ソレカラ社會事業從業者ノ養成機關ヲ作ル、是ハ具體的ニドウ云フ方法デヤルカト云フコトニ付テ今具體的ニ進行シテ居リマス

ソレカラ社會保險、殊ニ健康保險ノヤウナ問題ヲ統一シテ、生活保護法ト二ツノ線で行ツタラ宜カラウト云フ御考ヘテゴザイマスルガ、是ハ社會保險其ノ他ノ獎勵ハ出來ルダケヤリマシテ、ソレデモ仕方ガナイ、其ノ給付ヲ受ケヌ方ヲ是デヤリタイト云フ精神テ居リマス

ソレカラ産婆其ノ他ノ助産ノコトニ付キマシテ御考ネデアリマシタガ、是ハ産婆ヲ直接醫師ニスルト云フ譯ニハ行キマセスケレドモ、臨時救急ノ手當ハ此ノ限リニアラズト云フ風ニナツテ居リマスルカラ、此ノ運用デ大體目的ハ達スルチヤナイカト思ヒテ居リマス

ソレカラ脱脂綿等ノ問題ニ付キマシテハ、今度「アメリカ」カラ輸入シキマスモノガ四〇%以上國內使用ガ出來ルト云フコトニナリマスレバ、脱脂綿ノ方ハ間違ヒナク參ルコトニナルと思ヒマス、多分サウ云フコトニナルと思ヒマス

ソレカラ現物給與ヲ考慮セヨト云フ御話デ、御同感デアリマスルガ、是ハ各省トモ協議場ニシテ、出來ルダケ斯ウ云フ困ツタ場合ニハ現物ヲ供給スル途ヲ開キタイト云フ考ヘテ進ンデ居リマス、以上デ大體御答ヘシタと思ヒマス(拍手)

○國務大臣(和田博雄君) 山崎サノ御質問ニ御答ヘ致シマス、御承知ノヤウニ「アメリカ」ハ國內ニ於キマシテ消費ノ規制ヲ行ヒマシテ、高イ人道的ナ精神カラ日本ニモ食糧ヲ輸入シテ呉レテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ我

我ト致シマシテモ何處デモ氣ヲ弛メルコトナク、日本國民トシテ盡スベキ義務ハ全力ヲ擧ゲテ盡サネバナライノハ言フマデモナイコトデアリマシテ、主食糧ノ關取引ニ付キマシテハ、是ハ嚴重ニ取締リマシテ、之ヲ正當ナ配給ノ「ルート」ニ乘セマシテ配給致ス考ヘテ居リマス、斯ウシタ國內デアリ得ルモノト云フヤリマス、コトニ依リマシテ、我々ト致シマシテハ聯合軍ノ原意ニ報イタイト思フノデアリマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 平川篤雄君

〔平川篤雄君登壇〕  
○平川篤雄君 本日提案セラレマシタ本法案ニ對シテ、第一番ニ私考ヘマシタコトハ、先般社會黨ノ片山サノ質問ニ對スル總理ノ御答辭、ソレカラ我が黨ノ木下サノ質問ニ對スル厚生大臣ノ御答辭ヲ思ヒ合セルノデアリマス、一體アノ御考ヘハ、時間ガアリマセズノ具體的ニハ申シテマセムガ、簡單ニ申セバ、今ハ火ノ付イタヤウニ色々ヤラナケレバナライ激シク仕事ノアル時デアツテ、機本ノ激シクコトハ考ヘテハ居レナイ、或ハ協同組合デアルト云フノハ、是ハ理想論デアリマスガ、私ハ此ノ度ノ法案ガ唯此ノ法單獨ニ行ハレマス時ニハ、如何ナル先程以來ノ御言葉ガアリマセウトナリ、要スルニ救済ノ仁慈事業トナラザルヲ得ナイト思フノデアリマス、他ノ種々ナル社會政策ト共ニアツテ初メテ眞實ニ社會改良シテ行ク立派ナ法案トナルコトガ出來ルト思フノデアリマス、只今日日本ハ確カニアチラコチラニ雨漏リガ出來テ、一軒ノ家ニ百箇所モ水ガ漏ツテ居ルト云フヤウナ時デアリマスガ、私ハ政府ノ諸君ガ「ベケツ」ヤ體ヲ持ツテ駆ケズリ死ルト云フヤウナ態度デ居ツテ載キタカナイノデアリマス、激シイ時代デアレバアル程、風

吹ケドモ動かカ大變ノ月、斯ウ云フヤウナ態度ヲ以テニツクリ考ヘテ、根本的ニ社會政策ヲ打立テ、其ノ一環トシテ本法案ヲ實施サレルコトヲ望ンデ已マナイ次第ナデアリマス(拍手) 具體的ニハ厚生大臣ハ一體此ノ養老保險トカ、失業保險トカ其ノ他ノ生活保障ノ保險制度ヲ何故ニ先行セシメナカツタカ、其ノ理由及ビ將來ノ御方針ニ付テ明カニシテ載キタカナイノデアリマス、尙ホ同ジコトニナルカト思ヒマスガ、本法案ノ中心トシテ社會改良ノ政治構想ヲ一ツハシキリト御考ネ申シタイト存ジマス

次ニ現在ノ狀態ト致シマシテハ、失業對策ト本法案ト關聯ト云フモノハ見逃スコトハ出來ナイト思フノデアリマス、本年度計上セラレル豫算ニ、失業對策ニ付テ六十億圓ノ豫算ヲ以テシテハ、一部分、殆ド半數ノ三百二十萬人ノ失業者シカ救ヒ得ナイト云フコトヲ言ハレテ居ルノデアリマス、サウ致シマスレバ、半數ハ、兎モ角モ本生活保護法ノ範圍ノ中ニ轉ガリ込ムコトニナルノデアリマス、サウ致シマス、此ノ六十億圓ノ豫算ト致シマス、此ノ豫算ト關聯ト云フモノハ、風ニ反映セシメテ居ラレルノデアリカ、此ノ點ニ付テ御考ネ致シタイト思ヒマス

○國務大臣(和田博雄君) 山崎サノ御質問ニ御答ヘ致シマス、御承知ノヤウニ「アメリカ」ハ國內ニ於キマシテ消費ノ規制ヲ行ヒマシテ、高イ人道的ナ精神カラ日本ニモ食糧ヲ輸入シテ呉レテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ我

マシテ最モ大切ナ問題ハ、先程來屢々言ハレマスヤウニ、御應ミテ受ケテ居ルコト云フ卑屈ナ感情ヲ、保護ヲ受ケル人達ニ持タセナイト云フコトガ一番大キナ問題デアナケレバナラヌト思フノデアリマス、然ルニ現在ノヤウナ狀態デアリハ、總テ公民權ヲ喪失スルヤニ承ツテ者ハ、總テ八百萬人ニモ及ブ莫大ナ我ガ國民ガ、選舉權ヲ持チ得ナイ、公民權ヲ喪失シテシテ云フコトハ、實ニ由々シキ問題デアリマシテ、如何ニ憲法十三條ガアラウト申シマシテモ、或ハ生活權ト云フモノハ、是ハ本來的ニ人間ガ主張スベキモノデアルト云フヤウナコトガ言ハレマシテモ、其ノコトハ人達ニ取ツテハ實ニ嬉シクナイ、殘酷ナモノトナラザルヲ得ナイト思フノデアリマス(遠ゾソレハ、能ク讀ミ給ヘ、公民權ヲ奪ハヌコトニナツテ居ル)ト呼ブ者アリ、此ノ點ニ付キマシテ憲法ノ改正マデニ如何ナル方法ヲ御執リニナルカ、一ツ御考ネシタイトデアリマス

〔副議長退席、議長登壇〕

最後ニ此ノ運籌處理ノ問題デアリマスガ、大體先程來申サレタコトデアリマスケレドモ、最モ大切ナ問題ハ、此ノ問題ハ唯精神運動デアルトカ、或ハ斯クテノ傾向ヲ作ルカ云フヤウナ問題デアラナクシテ、國民ノ誰某、例ヘバ平川ノ平川ト云フ者ガ、只今御飯ガ食ベラレナイト云フノヲ解決スル問題ナデアリマス、隨テ今マデノ澤山見ラレタル例カラ申シマス、各省デ色々立派ニ立憲サセザレルノデアリマスガ、ソレガ個々ノ現實ノ生活ニ具體的ナ奏トナツテ現ハレテ來ナイト云フ憾ミヲ到ル處ニ見テ居ルノデアリマス、先般廣島附近ノ戰災デ實ニ澤山ナ被害者ヲ出シタノデアリマスガ、其ノ病人ニ對シテ三十圓ツ、ノ當座ノ小道ト云フモノガ支給セラレタ、或ル老婆ノ

所ニ私ハ持つテ參リマシタ、所ガ、御覽ノ通りニ是モ立チマセズ、口モ十分ニキケナイ、三十圓貰ツテモ私ハ使ヒテ途ガナイカラオ返シマス、斯ウ言フノデス、又有難ガツテ本當ニ御世話ナリマスト慕フ者達モ、雖テソレガバタノ下ニ其ノ儘十圓札ガ三枚重ナツテ残ツテ居ル、斯ウ云フ有様ヲ見テ私ハ暗澹トセザルヲ得ナカクタノデアリマス、斯様ナコトガ結局今マデノ色々ナオ役所仕事デアツタノデアル、一ツ此ノ法案ヲ實施セラレルニ當リマシテハ、各省ノ連繫ヲ極メテ緊密ニナサツテ、サウシテ本當ニ具體的ナモノニ現ハレ出ルヤウナ運用ヲシテ載キタイノデアリマスガ、此ノ點ニ付テ厚生大臣ノ御努力ノ御決意ヲ承リタイノデアリマス

又此ノ法案ヲ實施致シマス時ニ、本當ニ具體的ナ創意工夫ト、機巧逸セザル處置ト云フモノガ一番狙ハレナケレバナライト思フノデス、所ガ現在ニ會計法ニ依リマシテハ、ドウシテモ未端組織ノ機動的アル適切ナル處置ヲ執リ得ナイ所ガアルノデアリマスガ、此ノ法案ノ追求致シマス目的ノ重大性ニ鑑ミマシテ、救済金支出ニ付キマシテハ特別ノ處置ヲ執ルヤウニ、會計法ノ一部分ヲ御改訂ニナル御意思ガアルカドウカ、此ノ點ニ於キマシテ此ノ法案ニ對スル私ノ質問ト致シマス(拍手)

○議長(編貝益三君) 一寸御報告申スコトガアリマス、只今來國下院議員「ホリフイールド」サント、「アランダ」サントガ本院ノ傍聴ニ參ラレテ居リマス、御知ラセヨ致シマス(拍手)

○議長(編貝益三君) 河合厚生大臣 ○國務大臣(河合長成君) 只今ノ平川君ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、第一點ハ社會改良法ニ對シドウ云フ政治構想

二九三



認メニナリマスルナラバ、此ノ際ニ  
 一歩ヲ進メテ給與金ノ額ヲ現物ニ替  
 (テ支給サレル御意思ハナイカト云フ  
 )ト御尋申上ゲタイト存ジマス  
 第三ニ御尋申上ゲタルハ、前  
 述ノ如ク生活扶助ニハ現物給與ガ是非  
 必要デアルト云フコトニナリマスル  
 ラバ、其ノ供給ノ基礎ヲ如何ニシテ、  
 又何處ニ求メルカト云フ問題ニナツテ  
 申上ゲマシテ政府ノ御意見ヲ伺ヒタイ  
 ト存ジマス、此ノ私案ノ計畫書ハ既ニ  
 政府當局ニ提出シテ其ノ實現方ヲ希  
 冀致シテ居リマスルガ、此ノ席上ニ於  
 キマシテ其ノ詳細ヲ申上ゲマスル  
 ハ、煩雜ニ互リマスル上ニ時間ノ制限モ  
 ゴザイマスルノデ、是ハ別ナ機會ニ讓  
 ルト致シマシテ、其ノ輪廓ヲ申上  
 ギマスナラバ、私ハ此ノ現物給與ノ基  
 礎ヲ確實ナモノニ致シマスル爲ニハ、  
 一般保護事業ト共ニ産業ノ事業ヲモ含  
 メマシテ所ノ厚生事業營團ト申スベ  
 キ營團ヲ設立スルコトガ、此ノ際最モ  
 適當ナル施設デアルト考ヘ、レノ際最モ  
 イマス、即チ開墾、開拓、製糖、漁業  
 等ノ生産事業ノ一部ヲ一般カラ切離シ  
 テ營團ニ直屬サセマシテ、保護事業ト  
 並行シテ生産ヲ行ヒ、又保護事業中ニ  
 含まレテ居リマスル授産所ノ生産品等  
 フモ之ト合セテ給與ニ充テマシタナラ  
 バ、生活必需品ノ殆ド大部分ハ自給自  
 足ニ賄ツテ行ケルト考ヘ、レノ際最モ  
 イマス、(拍手)此ノ生産事業ガ失業救済  
 ノ意味ヲ持ツテ居リマスルコトハ勿論  
 デゴザイマスルシ、又此ノ施設ハ緊急  
 對策デアリマスル同時ニ、保護ト云フ  
 事業ノ性質上カラシテ、將來ニ於キマ  
 シテモ、物價ノ變動ナドニ左右サレル  
 コトナク、其ノ使命ヲ遂行スル上ニ極  
 メテ必要ナル施設デアルト考ヘ、レノ際  
 ゴザイマス、幸ヒニシテ此ノ營團ガ實現  
 致シマスルナラバ、現物給與ノ外ニ、  
 モウ一ツ重大ナル利用面ガアルノデゴザ  
 イマス、ソレハ第一ニ御尋申上ゲマ

シタ所ノ、要保護階級ニ轉落セントシ  
 ツ、アリマスル所ノ庶民階級ニ對シ  
 テ、是等ノ物資ヲ以テ公設市場、簡易  
 食堂ナドヲ經營致シマシテ、極メテ低  
 廉ニ生活必需品ヲ供給スルコトガ出來  
 マシテ、轉落一步手前ニ之ヲ食止メ得  
 ルト信ズルノデゴザイマスガ、關係各  
 大臣ノ御所見ヲ伺ヒテ施設致シマス、尙  
 ホ其ノ他ニ庶民階級ヘノ施設致シマス  
 シテハ、共同浴場、共同宿所等モ計畫  
 サレテ居リマシテ、又一部ノ文化事業  
 ヲモ包含シテ居リマスルガ故ニ、是等  
 ノ事業ヨリハ必然的ニ事業收入ニ計上  
 シ得ラレマシテ、之ヲ以テ營團ノ經常  
 費ノ一部ヲ負擔スル計畫ニナツテ居リ  
 マス

次ニ第四トシテ御尋申上ゲ  
 マスルノハ、此ノ生活保護法ノ  
 精神ノ徹底ト、末端組織並ニ其ノ特  
 殊問題デゴザイマスル、先ツ此ノ改正  
 ニ當リマシテ思ハレマスルコトハ、此  
 ノ適用ヲ受ケマスル所ノ對象デゴザイ  
 マスルガ、是ハ從來ノ要保護階級トハ  
 其ノ質ニ於テ必ズモ同ジデアリト云  
 フコトデゴザイマス、即チ戰災ニ因リ  
 マシテ家ヲ焼カレ、財ヲ失ヒ、其ノ上  
 ニ肉親ヲ失ヒ、職ニ離レ、或ハ負傷ヲ  
 シ、又ハ心身ノ衝撃ニ依リマシテ病ニ  
 斃レ、或ハ又海外カラ引揚ニ依リマ  
 シテ折角ノ雄圖モ空シク、粒々辛苦ノ  
 結果棄キ上ゲマシタ資産ヲモ捨テ、  
 身一ツテ故國ニ歸リマシテ、生活ノ途  
 ヲ失ツタ人、又同ジク境遇ノ激變ニ依  
 リマシテ病ニ斃レタ人々、及ビ引揚  
 待チ詫ビル所ノ家族ノ人々、或ハ惡  
 性「インフレ」ノ犠牲トナリマシテ、  
 蓄財ハ使ヒ果シ、將來ノ計畫モ一朝ノ  
 夢ト化シテ、思ヒモ掛ケズ此ノ階級ニ  
 轉落シタ人々等ハ是レデゴザイマス、  
 其ノ外ニ傷痍軍人ガアリ、軍人ノ遺家  
 族ガゴザイマス、是等ノ人々ハ、戰  
 サヘナカクツタナラバ、立派ニ獨立ノ生  
 活ヲ營ミ得ル素質ヲ持ツタ人々デゴザ  
 イマシテ、此ノ意味ニ於キマシテ、是

ハ當然國家ノ責任ニ於テ其ノ生活ヲ保  
 障サルベキモノデアルト存ジマス(拍  
 手)幸ヒ此ノ救護方法ニシテ當ヲ得  
 モノデゴザイマスルナラバ、是等ノ人  
 人ハ轉落心身ノ健康ヲ回復シ、生活ノ  
 途モ開拓致シマシテ、再び國家社會ニ  
 貢獻スル所ノ所謂再起ノ日ニ期待シ得  
 ルト考ヘ、レノデゴザイマス(拍  
 手)コ、マデ參リマシテ、初メテ此  
 ノ法ノ精神ガ生キルコトニナルカト考  
 ルノデゴザイマス、隨ヒマシテ救護ニ  
 當リマシテハ、單ニ貧困者ニ給付持  
 與ヘルト云フヤウナ考ヘデアツテハ斷  
 ジテナラナイト私ハ存ジマス、此ノ點  
 ニ付キマシテハ政府ニ於カレマシテモ  
 十分ナル御理解ヲ持ツテ居ラレムコト  
 存ジマスガ、要ハ此ノ精神ヲ末端マ  
 デ完全ニ徹底セシメルコトヲ結  
 局大切ナコトデゴザイマス、而モ是  
 ハ言フベクシテ中々行ハレナイコト  
 デゴザイマシテ、多クハ法律ガ其ノ實  
 施ニ當リマシテ、末端ニ行クニ從  
 テ精神ガ歪メラレテ行クコト云フコト  
 ハ、往々此ノ點ニ鑑ミ政府ハ此ノ際際  
 ノ指導員ヲ置カレマシテ、直接救護  
 ノ衝ニ當リマスル所ノ民生委員ヲシ  
 テ行ク必要ガアルト存ズルノデゴザ  
 イマスルガ、此ノ點ニ付テハ御用意ヲ  
 伺ヒタイト存ジマス(拍手)尙ホ末端  
 組織ノ人選、待遇等ニ付キマシテハ重  
 複ノ嫌ヒモゴザイマスルノデ、私ハ之  
 ヲ省略致シマスルガ、唯一點、此ノ事  
 業ニ最モ適任デアルト思ハレマスル婦  
 人ノ民生委員ヲ多數起用サレマシテ、  
 其ノ待遇モ之ヲ思ヒ切ツテ改善サレ、  
 是マデノ片手間仕事デアルト云フヤウ  
 ナ觀念ヲ拂拭サレマシテ、安ンジテ救  
 護ニ専念出來マスルヤウニ萬全ノ策ヲ  
 購セラレタイト存ジマスルガ、此ノ點  
 ノ御用意モ伺ツテ置キタイト存ジマス

最後ニ第五トシテ御尋申上ゲマス  
 ルノハ、此ノ生活保護法案中ニハ物質  
 的方面ノ保護ノミデゴザイマシテ、精  
 神方面ニハ殆ド觸ル、所ガゴザイマ  
 セスガ、是ハ此ノ法案ノ一大缺陷トハ  
 ナカラウカト存ズル次第デゴザイマス  
 (拍手)其ノ由ツテ來ル所ノ原因ハ、餘  
 リニ、精神的方面ガ逼迫シテ居リマス  
 デアラウトハ存ジマスガ、私ハ物質  
 面ガ未嘗有ノ窮乏状態ニ置カレテ居  
 マスルト同様ニ、或ル意味ニ於キマシ  
 テハ、或ハソレ以上ニ精神的方面ノ動搖  
 モ亦見逃シ難イモノガアルト存ズル  
 デゴザイマス、殊ニ青年層ニ於キマシ  
 テハ、戰爭中長モ是ナリト信ジテ居リ  
 マシタ自分達ノ行動ガ、實ハ誤レル指  
 導ニ依ツテ支配シテ居シタコトヲ知  
 リマシテ、狼狽ト失望ノ極、思想ノ混  
 亂ニ陥リ、ソレ以來特ニ地方青年層ニ  
 於キマシテハ是ガ適當ナル指導機關ニ  
 乏シク、又其ノ心境ヲ和ラゲマス等  
 ノ慰安施設ニモ應マレテ居リマセス所  
 カラ、其ノ荒ムガ儘ニ任セテ今日ニ至  
 ツテ居リマス、其ノ結果ト致シマス  
 ツテ、農村青年ノ風潮芳バシカラズト  
 フヤウニ見出しテ付ケラレマシテ、近  
 頃社會ノ問題ニナツテ居リマスルノ  
 御承知ノ如クデゴザイマス、是ハ獨  
 農村ニ限ラレタ問題デハナイト存ジマ  
 スルガ、先ツ都會地ハ姑ク措クト致シ  
 マシテ、私ハ是等ノ人々ノ爲ニ地方町  
 村ニ健全な娛樂ノ機關ヲ設置シ、先ツ  
 其ノ明朗化ヲ圖リ、併セテ簡易圖書  
 巡回文庫等ニ依リマシテ教養ヲ高メ、  
 正シク自然ト高尚ナル方向ニ導クコト  
 ヤウナ施設ヲ致シマスルコトガ、此ノ  
 際最モ必要デアルト存ズルノデゴザ  
 イマス、斯クテコソ初メテ物心兩面ヨ  
 リスル所ノ生活保護ノ實ヲ擧ゲ得ル  
 考ヘルノデゴザイマスガ、此ノ點厚生  
 大臣及ビ文部大臣ニ御所見ヲ伺ヒタイ  
 ト存ジマス

尙ホモウ一ツ伺ヒタイト存ジマス  
 ノハ、最近發表サレテ居リマスル公民  
 館ノ問題デゴザイマス、是ハ過日文部  
 大臣ガ本議場ニ於テ御答辯中言及サレ  
 マシタ社會教育振興ノ一端デアルト存  
 ゼラレマスルガ、尙ホ此ノ際文部大臣  
 ニ社會教育ノ振興對策ニ付キマシテ其  
 ノ全貌ヲ御伺ヒ申上ゲテ置キタイト存  
 ジマス、又前述ノ如ク地方青年層ニ對  
 シマシテハ略段ノ指導ト保護トヲ必要  
 ト致シマスルガ故ニ、此ノ公民館ノ如  
 キモ地方自治體ノミニニ之ヲ任セズ、國  
 家ガ全責任ヲ以テ指導ニ當ラレベキデ  
 アルト存ジマスルシ、又本生活保護法  
 トノ間ニモ何等カノ有機的ノ關係ヲ持  
 タセマシタ方ガ適當デハナカラウカト  
 考ヘマスガ、此ノ點モ厚生大臣及ビ文  
 部大臣ノ御所見ヲ併シ伺ヒマシテ私ノ  
 質疑ヲ終ルコトニ致シマス(拍手)

○國務大臣(河合廣成君) 只今ノ紅露  
 君ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、第一ハ  
 生活保護法ヲ庶民階級ニマデ及ボシテ  
 ハドウカト云フ御質問ト存ジマスガ、  
 此ノ法律ハ大體最低生活保障ト云フ消  
 極的性質ヲ持ツテ居リマス、ト申ス  
 ノハ、社會經濟ニ對シテヤラナクチャ  
 ナラヌコトハ、社會ニ對シテ思ヒマスガ、  
 ソレハ又向々ガアリマシテ、例ヘバ失  
 業對策ノ面デ行ク部類モアリマスシ、  
 配給面ノ是正デ行ク部類モアリマス  
 シ、又各種ノ經濟政策デ行ク面モアリ  
 マセウシ、或ハ中小工、或ハ物價問題  
 ト云フ風ニ、政府ハ凡ソル方面ニ向ツ  
 テ色々ナ施設ヲヤリマシテ、ソレヲ統  
 合的ニシテ經濟問題、社會問題ヲ解決  
 シテ行クコト云フ線ニ沿ツテ居リマス  
 カラ、此ノ生活保護法ノ分野ハ、大體消  
 極的ニヤルノガ適當ナリト思ツテ居  
 マス、唯生活扶助ノ如ク、是ハヤハリ  
 引揚者トカ或ハ職災者其ノ他デ生業ガ  
 ナクテ困ツテ居ルト云フ面ニ對シマシ  
 テハ、失業問題ト並ビ合ツテ生業扶助  
 ト云フ面ニハ相當力ヲ盡シテ行キタイ  
 ト思ツテ居リマス、サウシマスル自然

是ハ今申シマシタ消極的分野ヲ多少脱スルヤウナ所モアルト思ヒマス、是ハ國家經濟ノ再建上已ムヲ得ヌカラ、サウ云フ點ニ向ツテヤウナ行ク積リテ居リマス

ソレカラ第二ハ生活扶助ノ限度ノ二百五十圓ト云フコトニ付テノ御質問ノヤウニ伺ヒマスガ、是ハ先程申シマシタ通りニ、此ノ豫算ハ生活保護法ト云フモノヲ實施スル爲ニ必要ナ豫算デアリマスカラ、隨テ此ノ法律實施ノ爲ニ餘計金ヲ要スル時ニハ政府ハ餘計出スト云フ建前ノ豫算ニナツテ居リマス、ソレガ補充費ト申ス所以デアリマス、隨テ二百五十圓トハ是ハ足ラヌト判斷ヲ下シマス時ニハ、増サマルヲ得ナイノデアリマス、其ノヤウニ御承認願ヒタイ、且ツ是ハ六十億、三十億ト云フ御話ガアリマシタガ、是ハ私ノ分野デアリマセウカドレドモ、失業對策ノ費用ノ點ニ於テ其ノ方法ヲ査定シテ居リマス

ソレカラ第三ハ現物給付ノ問題ト思ヒマス、全部現物デヤレヌカト云フ御尋ネデアリマシタガ、只今ノ物資不足ノ情勢下ハ全部現物給付スト云フコトハ出來ナイト思ツテ居リマス、現ニ農民ノ米其ノ他ニ對シテ現物ノ給付ヤウナ狀況デアリマスカラ、其ノ點ヲ御承認願ヒタイ、併シナガラ食糧其ノ他ニ付テ或ル場合ニハ現物給付デヤル方ガ便利デアリ、ソレガ良法ト思フ點モアリマスノデ、出來ルデケハ其ノ點モ考ヘテ行クト云フ積リテ居リマス

ソレカラ監督ノ吏員モ相當増加スル積リテ居リマス、婦人方面委員ノ如キモ勿論相當任命スル積リテ居リマス

其ノ次ニ精神的ノ分野ニ付テ缺ケテ居ルデヤナイカト御言ヒニナリマシタガ、ヤハリ法律ト云フモノハ大體物、金ノ線ニ沿フテ規定シテ居ルモノデアリマシタ、此ノ裏ニ流レテ居ル賑々々々人道主義ト云フコトハ、是ハモウ言フデモナイコトデアリマス、勿論此ノ線ニ沿フテ行ク積リテ居リマシタ、一番先ニヤハリ此ノ問題ヲ處理スル人ニ向ツテ、親切ト云フコトヲ第一ノ「モットー」トシテヤウナ行ク積リデアリマス、又文化面ニ付キマシテモ我々トシテ出來ルデケノコトハ之ト關聯性ヲ持タシテ行ク積リテ居リマス、方面館、即チ今度變ヘマスレバ、民生館ト申シマス、ソレヲヤハリ六大都市ニ設ケテヤル積リテ居リマス、左様御承認願ヒマス(拍手)

國務大臣(田中耕太郎君) 御答ヘ申上ゲマス、只今御觸レニナリマシタ地方青年ノ教育並ニ社會教育ノ問題ト全貌トボスヤウニ云フ御話デゴザイマスガ、是ハ極メテ廣範圍ニ及リマスノデ簡單ニハ御答致シ難キマスガ、併シ努メテ簡單ニ要領ダケ申シマス、地方ノ青年層ノ道義頌慶ニ付キマシテハ、是ハ洵ニ憂ノベキモノガアリマス、是ハ都會テモ同様デゴザイマスガ、其ノ點ニ付キマシテハ、公民教育ノ内容、殊ニ倫理教育ノ内容ヲ深メマシテ、此ノ倫理教育ニ從來ノ形式主義ヲ改メマシテ、ソレニ本當ノ活ヲ入レル人間ノ、人格ノ教育、人格ノ涵養ト云フコトニ重キヲ置キマシテ、此ノ點ニ付テ大イニ從來ノ形式主義ノ倫理教育ヲ改メタイト存ジテ居リマス

次ニ青年ニ職業教育ヲ授ケマス、ソレカラ一般ノ職業教育ノ向上スルト云フコトニ向ツテ行キタイト思ヒマス、所謂青年學校ノ改革ノ問題モ、此ノ線ニ沿フテヤウナ行キタイト存ジマス、尙ホ此ノ地方青年ノ職業ノ向上ト云フヤウ

ナコトニ付キマシテハ、部差別ノ青年團、是ハ從來ノヤウナ戰時中ノモノト違ツタ、自發的ノ發軔タルモノヲ育成シテ參リタイト存ジテ居リマス、ソレカラ附帶シテ公民館ノ問題デゴザイマスガ、是ハ現在勸奨スル程度ニナツテ居リマス、併シソレアル不完全デハナイカ、國ガモツテ補助スルベキデハナイカト云フ御考デアリマスガ、是ハ御尤モト存ジマス、國家ノ經費ノ許ス限リ漸次ナウ云フ方向ニ向ツテ努力致シタイト思ヒマス

最後ニ社會教育振興ノ問題デゴザイマスガ、公民館及圖書館、博物館ト云フヤウナモノ、特ニ圖書館ハ非常ナ被害ヲ受ケテ居リマス、博物館モ同様デアリマスガ、是等ヲ出來ルデケ速カニ復興致シマシテ、一般ノ社會教育ニ資シタイト思ヒマス

ソレカラ大學ノ擴張講座、又專門教授ヲ招聘シテ講習會ヲ開クトカ、或ハ文部省ニ於テキマシテ出來ルデケ有益ナ講義録ヲ配付スルト云フヤウナ方法ヲ以テ、努メテ社會教育ノ徹底ニ努力致シタイト思ヒマス、尙ホ職業ノ向上ニ付キマシテハ、音楽、美術ト云フヤウナ方面ニモ力ヲ入レタイト存ジテ居リマシタデアリマス、是ヲ以テ御答辯ヲ終リマス(拍手)

政府委員(大石倫治君) 紅露議員ノ農林省ニ對スル御質問ハ三點デアルト存ジマス、之ニ御答ヘ致シタイト存ジマス(拍手)

第一ハ農林省トシテノ庶民階級ノ轉落防止ニ關スル事情デゴザイマスガ、此ノ主管事務ハ御承知ノ通り厚生省ガ行フノデゴザイマスケレドモ、農林省ト致シマシテハ、此ノ防止ニ關シテハ厚生省ハ勿論、或ハ内務省、或ハ商工省ト協力致シマシテ、先ツ第一ニ生活必需品ノ増産、又ソレ等ノ生活費ノ低減ト云フヤウナ方面ニ力ヲ用ヒ、又勤勞階級、農民階級等ニ對スル、或ハ小

作制度ノ調整デアルトカ云フヤウナモノノ運用ヲ致シマシテ、御趣旨ニ副フヤウニ致シタイト存ジマス、

第二ハ偏在セル物資ノ公平ニ配給スルコトニ付キマシテノ御質問デアツタト存ジマス、是ハ先刻農林大臣カラモ山崎サンニ御答ヘラシマシタウ、現在行ハレテ居リマス配給制度ハ萬全デアルトハ申シ兼ネル點ガアリマスカラ、此ノ配給制度ニ關シマシテ、或ハ運用ニ關シマシテ、一段ノ改良ヲ加ヘル必要ヲ認メテ、日下ソレ等ノ準備ヲ進メテ居リマス、又斯ウ云フ問題ハ隣リ政府ガ致シマシテモ中々巧ク參リマセムノデ、國民各位ニ於ケレマシテモ、此ノ日本ノ今日ノ立場ヲ認識セラレマシテ、互ヒニ自製自備ヲシテ戴キマシテ、關取引デアルトカ、無暗カ、公正價格ヲ上廻ルヤウナ取引等ヲシナイヤウニ致シタイト存ジマス、政府ノ致シマシテモ、公平ナル配給ヲ致スコトニ努力致ス積リデアリマス

第三ハ厚生事業ノ營團ヲ作ツテハドウカト云フ御質問デアリマシタ、成程御説ハ御尤モト存ジマス、併シナガラ此ノ法律ノ建前カラ考ヘマシテ、斯様ニ積極的、或ハ其ノ他ノ資本、設備等ヲ要シマス所ノ事情ヲ此ノ法律ニ含メマスルコトハ、現在ノ場合ニ於テハ如何カト存ジマスルガ、併シ是レ亦御意見御尤モト存ズル點ガアリマス、ルカマ、能ク研究シテ決定致シタイト存ジマス(拍手)

○議員(補員三君) 紅露君ニ申上ゲマス、大藏大臣ニ對スル御質問ハ三點、政府委員モ今居ラレマセウカラ、適當ナ機會ニ答辯ガアルヤウニ取計ラヒタイト思ヒマス

○紅露君ニ對シテ ソレデ宜シウゴザイマス、又ノ機會ニ讓リマス

○議員(補員三君) 久保猛夫君(久保猛夫君控) 久保猛夫君當多クノ質問ガアリマシテ、殘サレタ主要ナル問題ハ、私ノ考ヘタル所デハ極ク僅カトナツタヤウデアリマス、時間ノ關係モアリマシテ、全部或ハ一部ニ互ツテデモ重複スルコトハ總テ避ケテ、又小ナイ問題ハ委員會ニ讓リタイト思フノデアリマス、私ハ三ツノ問題ニ付テ主トシテ厚生大臣ニ質問シテ見タイト思フノデアリマス

此ノ生活保護法案ハ一應調ベテ見マス、私ハ三ツノ不滿ト、サウシテ不安トガ湧イタノデアリマス、ソレハ何デアアルカト申シマス、此ノ法案ガ會テノ救護法或ハ母子保護法等ノ場合ノ如ク、戰爭前ノ社會政策ノ精神ヲ以テ立案サレテ居ルヤウデアルト思フノデアリマス、併シナガラ私ガ考ヘマス所デハ、此ノ生活保護法ノ對象トナル所ノモノハ、例ハ戰災者或ハ引揚者或ハ戰死者ノ遺族等、其ノ他今後益々失業業者等ヲ合セテラ、恐ラク私ハ五百萬以上ニ上ルデアラウト云フ、此ノ人達ヲ對象トシテ考ヘバナラナイト思フノデアリマス、サウ考ヘテ見マシタ時ニ、何方本質的ニ過去ノ斯ウシテ法律ノ對象トナツタ者ト異ナルカト申シマス、今私ガ考ヘマシタ所ノ恐ラクハ數百萬ニ上ルデアラウト我我同胞ハ、是ハ總テ今度ノ戰爭ニ依ツテ不幸ニ陥ツタ方ナノデアリマス、決シテ是等ノ人々ハ總テ個人ノ責任ニ於テ不幸ヲ招イタノデアリマセウ(拍手) 悉クガ是レ或ハ戰災ニ遭ヒ、或ハ身内ノ者ガ戰死シ、或ハ戰敗ノ結果トシテ當モ權利モ總テ棄テ、シマツテ引揚ゲテ來タ是等ノ人々デアリマス、隨テ本質的ニ其ノ對象トナル人々ハ異ナツテ居ルト私ハ思フノデアリマス、サウシテ立場ニ於テ此ノ生活保護法ハ立案サレナケレバカラナイ、何處ニ違ヒガアルカ、私ハ斯クノ如ク其ノ本人ノ責任ニ依ラスシテ、戰爭ニ依ツテ不幸ヲ招イタ所ノ人々ハ、是ハ當然政府ガ

○議員(補員三君) 久保猛夫君(久保猛夫君控) 久保猛夫君當多クノ質問ガアリマシテ、殘サレタ主要ナル問題ハ、私ノ考ヘタル所デハ極ク僅カトナツタヤウデアリマス、時間ノ關係モアリマシテ、全部或ハ一部ニ互ツテデモ重複スルコトハ總テ避ケテ、又小ナイ問題ハ委員會ニ讓リタイト思フノデアリマス、私ハ三ツノ問題ニ付テ主トシテ厚生大臣ニ質問シテ見タイト思フノデアリマス

國民ト共ニ救済シテヤルト云フ建前デ  
ナケレバナラナイ、其ノ不幸ヲ取戻シ  
テヤルト云フ建前デナケレバナラナイ  
ト思フノデアリマス、サウ云フ觀點カ  
ラ考ヘテ見タリマス、先ヅ大臣ニ質問シ  
タイコトハ三十三條デアリマス、三十  
三條デハ、保護ヲ受ケタ者一應建直  
ヲ自立出來ルヤウニナツタ場合ニ  
ハ、其ノ間ニ於テ市町村ガ負擔シタ所  
ノモノ、或ハ道府縣ガ負擔シタ所ノモ  
ノモノ五箇年以内ニ於テ之ヲ辨償セシメ  
ルコトガ出來ルト云フデアアル、是ハ  
私ノ考ヘカラ見ルナラバ、當然削除サ  
レバナラナイト思フデアリマス、  
之ニ對シテ厚生大臣ノ御考ヘヲ伺ヒタ  
リデアリマス、即チ此ノ無謀ナル戰  
争ニ依ツテ、全ク本人ニ罪ナクシテ斯  
クノ如キ不幸ヲ招イタニ拘ラズ、折角  
ニテ上ツタ時ニ、更ニ其ノ間ニ於テ保  
護サレタ所ノ費用ヲ全部又返セト云フ  
デアアル、是ハ私ハ根本的ニ誤リデハ  
ナイカト思フデアリマス(拍手)

次ニ同ジ立場ト、今一ツノ別ノ立場  
カラ、第三十五條ニ付テ質問シタイノ  
デアリマス、ソレハ今日終戦後歴代ノ  
内閣或ハ地方官吏ニ至ルマデ、國民ノ  
信賴感ヲ極メテ薄クナツテ來タト云フ  
コトハ事實デアアル、此ノ根本原因ハ色  
々考ヘラレルノデアリマスケレドモ、  
其ノ一ツハ、政治ノ中ニ含まツテ居ル所  
ノ愛情ノ缺如ダト私ハ思フデアリマ  
ス、政治ト云フモノハ、國民ノ上ヲ思  
フ所ノ常ニ博大ナル愛情ヲ以テ法律ヲ  
立案サレ、或ハ行政ヲ實施サレバナ  
ラナイト思フ、然レニ此ノ愛情ノ  
貧困サコソ、今日多ク國民カラ寄せ  
テレル信賴感ガ極メテ乏シクナツタ  
原因デハ、ハナカラウカト私ハ思フノ  
デアアル、此ノ生活保護法ト云フノ  
ハ、是コソ最モ愛情ノ發露トシテ  
現ハレタ所ノ法律デアアリマセスカ、  
比ノ生活保護法ト云フモノガ果シテ  
サウデアルトスルナラバ、此ノ第三十  
五條ハ私ハ何タルコトカト思フデア

リマス、即チ第三十五條ニハ斯ウ云フ  
規定ヲシテアルノデアアル、保護ヲ受  
ケル者ガ身寄アルナクテ其ノ儘死シテ  
シタ場合ニ、其ノ死シテ行ツタ人ノ殘  
リタ所ノ金、是ハモシイ金ニ違ヒナ  
イ、ソレカラ遺留サレタ所ノ品物ヲ賣  
拂ツテ、今マデ負擔サセラレタ所ノ費  
用ニ充テルコトガ出來ルト云フデア  
ル、斯クノ如キ冷たい精神ヲ以テ、ド  
ウシテ此ノ生活保護ト云フコトガ出  
來マセウカ(拍手)生活保護ト云フコ  
トハ、モソト温かい心ヲ以テナサレ  
ケレバナラナイ、隨テ此ノ立法ト云フ  
モノハ、其ノ温かい精神ヲ以テ立案サ  
レナケレバナラナイト思フデアリ  
マス、其ノ死シタ者ノ殘サレタ遺シ  
金、殘シタ所ノ僅カナ品物ヲ賣拂ツ  
テ、ソレヲ葬式ノ費用ニ充テ、或ハ今  
マデ給與シタ費用ヲ支辨シテ宜ト云  
フデアアル、是ハドウシタ氣持デス  
云フコトヲ御規定ニナツタノデア  
カ、私ハ其ノ點ヲ御伺ヒ致シタイ

第三ノ點ハ、此ノ案ノ生活保護ノ運  
營ニ付テアル、ソレハ本案ニ依リマ  
ス、第二十五條ニ、第二十一條乃至  
第二十二條ノ規定ハ之ヲ市町村ガ總  
支辨スルコトガ出來ルト云フ、唯總  
支辨ノ事項ニ付テ、其ノ點々ニ可能  
ナヤウニ出來テ居ルノデアリマス、  
前ニ質問サレタ方モ色々斯ウシタ點  
ニ觸レラレタトハ思フデアリマス  
ガ、過去ノ斯ウ云フ問題、其ノ他ノ問  
題ニ於テ、運営ノ場合ニ最モ實績ノ  
擧ラナイ點ハ何處ニアルカト言ヒマ  
ス、此ノ官廳事務ノ煩瑣ナル點ニ  
ルノデアリマス、隨テ此ノ生活保護  
法ニ於キマシテ、其ノ保護ノ對象  
トナル事實ヲ其ノ獨ニ當ル人ガ發見  
シタナラバ、直チニ時ヲ移サズ其ノ日  
ニ於テ、或ハ其ノ習日ニ於テ、之ニ基  
ク保護ガ加ヘラレバナラナイノデア  
ル、ダトスルナラバ、市町村ニ於テ、  
其ノ末端ニ於テ、實際ノ仕事ヲスル所  
ニ於テ、相當國庫ノ金ガ常ニ其處ニ預

ケテ置カレテ、總テ直チニ此ノ保護ガ  
出來ルト云フコトニサレルカ、サモナ  
ケレバ此ノ總支辨ト云フコトガ全面  
的ニナサレルコト云フ風ニナラナイ限  
リ、到底生活保護ノ徹底ト云フコトハ  
私ハ期シラレナイモノダト思フデア  
リマス、此ノ點ニ付テ厚生大臣ハ實際  
ノ其ノ運営ニ於テドウ云フ風ニ御考ヘ  
ニナルカ、特別ニ考慮ガ拂ハレナイ限  
リ、私ハ到底過去ノ斯ウシタモノノ成  
績カラ見テ、安心シテ是ヲ満足ダト思  
フコトガ出來ナイノデアリマス  
以上三ツノ點ニ付テ質問シタノデア  
リマスガ、最後ニ厚生大臣ノ御答辨ニ  
付テ一ツ御願ヒガアルノデアリマス、  
數日前私ノ同僚デアアル石田君ノ質問ニ  
對シテ、餘リニ不誠意ト見エルヤウナ  
簡單ナ答辨ヲナサレタノデアリマス、  
私ハ今日時間ノ制限モアツテ、十分具  
體的ニ述ベタイコト述ベルコトガ出來  
ナイ、ドウカアルコト不誠實ナ態度ヲ  
御執リニナラナイデ、十分納得ノ行ク  
マデ御説明ヲ願ヒタイノデアリマス、  
以上(拍手)

〔國務大臣(河合長成君)登壇〕  
○國務大臣(河合長成君) 只今ノ久保  
君ノ御質問ニ對シテ御答ヘ致シマス、  
第一ノ問題、第三十三條及第三十  
四條ノ削除シテハドウカト云フ御趣旨  
ノ御質問デアリマシタガ、是ハヤハリ保  
護ヲ受ケタ人ノ獨立心中シマスカ、自  
立心中シマスカ、サウ云フコト、及  
ビ扶養義務者ノ義務精神ト云フモノヲ  
涵蓋スル爲ニ必要デアルト云フ見地ニ  
於テ書カレタノデアリマス、併シ必ズ  
之ヲ返セト云フコトデアアリマセズ、  
事情ニ應ジ、又狀況ヲ見マシテ返スコ  
トヲ命ズルコトヲ得ト云フ風ニナツ  
テ、實際問題ニ處シテ行キタイ積リデ  
ゴザイマス  
ソレカラ第三十五條ノ規定モ必要ガ  
ナイデヤナイカト云フ御説デゴザイマ  
シタガ、是ハヤハリ公費支辨ノ計算方

法トシテ、大體慣例的ニスルコト云フ風ニ  
行ツテ居ルヤウデゴザイマシテ、其ノ  
線ニ沿ツテ作ツタ法律デゴザイマス、  
隨テ深い根本的ノ思想ヲ否定シタヤウ  
ナ意味ヲ以テ書イタ規定デアゴザイマ  
セズ  
ソレカラ第三ノ御質問ノ第二十五條  
ノ點デアリマスガ、是ハヤハリ兎角官  
廳ノ仕事ノ遅レ辨チダト云フコトハ御  
尤モデゴザイマスガ、末端ノ市町村ガ  
直接行フコトデアリマスカラ、相當迅  
速ニ進メルコトガ出來ルトモ考ヘテハ  
居リマスガ、其ノ上ニ概算前渡ト云フ  
ヤウナ制度ヲ入レマセテ運行ノ迅速化  
ヲ圖ツテ行ク積リデアリマス(拍手)  
○議長(議員詮三君) 是ニテ質疑ハ終  
了シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベ  
キ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名二  
十七名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望  
ミマス  
○議長(議員詮三君) 山口君ノ動議ニ  
御異議アリマセヌカ  
○議長(議員詮三君) 呼フ者アリ  
○議長(議員詮三君) 御異議ナシト認  
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、  
是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、次  
會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマ  
ス、本日ハ是ニテ散會致シマス  
午後四時二十分散會

衆議院議事速記第五號中正誤  
六三頁一段七行目、第一讀會ヲ削ル

定價

一部

七十錢

發行所

東京都麹町區大手町  
印刷局  
電話 丸ノ内 三五二〇  
振替東京一九〇〇圖書課